

整理番号 

		6	8
--	--	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<p style="margin-bottom: 0;">【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p style="margin-bottom: 0;">【広聴・広報活動費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p style="margin-bottom: 0;">【経常的経費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p style="margin-bottom: 0;">9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---------------------------------	---

支出年月日	令和 4 年 01 月 31 日 他	支出額	百万 千 円 297000 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
使途	事務所家賃費(令和4年1月～令和4年3月のヶ月分)		
<b>領収書等貼付欄</b>			

③事務所家賃  $110,000\text{円} \times 3\text{ヶ月} = 330,000\text{円}$   
 $330,000\text{円} \times 0.9 = 297,000\text{円}$   
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

## 領収証

No. ....

美田志麻あさ翠政務活動費様 令和4年1月31日

内 但 令和4年1月分事務所家賃として

消費税等

上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

HISAOO #778



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。
---

整理番号 68 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

## 領収証

No. ....

美田おねあき選政事務所 様 令和4年 2月 28日

金額							
	1	1	0	0	0	0	

内

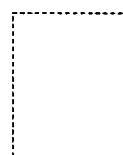
但 令和4年2月分選政事務所賃料として

消費税等

上記正に領収いたしました

現金							
小切手							

HISAOO #778



## 領収証

No. ....

美田おねあき選政事務所 様 令和4年 3月 31日

金額							
	1	1	0	0	0	0	

内

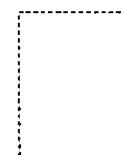
但 令和4年3月分選政事務所賃料として

消費税等

上記正に領収いたしました

現金							
小切手							

HISAOO #778



美田 宗亮 様

令和元年 9月



## 消費税率変更に伴う価格変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて 令和元年 10 月からの消費税率 8%から 10%への改定に伴い、

私どもの事務所家賃についても消費税率を変更することとなりました。

つきましては誠に恐縮ながら 10 月以降の納入分より、消費税率を 10%に改定させて

いただきたくお知らせ申し上げます。

何とぞご高承のうえ今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

## 3-(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

## 定期建物賃貸借契約書(事業用)

賃主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」といふ。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号( )		
	所在 地	(住居表示)三郷市采女 1-91		
	(登 記 簿)			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )／瓦葺・スレート葺・亞鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )／( )階建／全( )戸		
	種 類			新築年月 平成 3 年 月
	面 積	20.66 m <sup>2</sup>		
附属施設				

## 頭書(2) 事業内容

事務所
-----

## 頭書(3) 契約期間

2019年 4月 1日 から 2022年 3月 31日まで( 3年間)	年 月 日
-------------------------------------	-------

(契約終了の通知をすべき期間) 2021 年 6 月 30 日から 2021 年 12 月 31 日まで

## 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 ¥108,000 円 (内消費税等 ¥8,000 円)	共益費	月額 (内消費税等	円 円)	家 財 保険料	円
敷 金	¥1,000,000 円 (賃料 ヶ月)	更新料		¥100,000 円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			事務手 数料	¥27,000
その他の条件						
貸与する鍵	鍵 No.					
	本 数	本		本		本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで				

3—(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

賃料等の 支払方法	□振込		
	□持参	持参先	
	□口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 )	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、そ の右欄に所定の事項 を記載する)	□連帯保証人 □家賃債務保 証会社の提供 する保証	氏名	
		住所	
		家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

甲、乙、仲介業者で協議の上

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気水道家具含む
2. 駐車場 1台含む
3. 更新契約です。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月1日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL
	住所	[REDACTED]	
乙・借主	氏名	美田 宗亮	TEL [REDACTED]
	住所	三郷市彦成1-98-6	
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL
	住所	[REDACTED]	

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県三郷市彦成2-34-1	主たる事務所所在地・TEL	
商号又は名称	有限会社 七福開発			
代表者の氏名	取締役 小林			
	048-957-0032			
免許証番号	埼玉県 大臣 知事 ( ) 第19399号		免許証番号	( ) 第 号
免許年月日	平成29年8月27日		免許年月日	平成 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		名	
登録番号	( )		登録番号	( ) 第 号
業務に従事する事務所名	埼玉県三郷市彦成2-34-1		業務に従事する事務所名	
事務所所在地	有限会社 七福開発		事務所所在地	
TEL	048-957-0032		TEL	

\* 圓は実印

\* この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金)

- 第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
  - 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
  - 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下總称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

#### (禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕
  - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
  - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
    - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
    - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
    - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があつたことが判明したとき
    - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
    - 五 銀行取引の停止
    - 六 破産手続きの開始
    - 七 民事再生手続きの開始
    - 八 会社更生手続きの開始
    - 九 特別清算手続きの開始
  - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
    - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
    - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
  - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点できれいを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 長期に休業するとき
  - 二 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 三 連帯保証人の死亡又は解散

#### (延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
  - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
  - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するためには必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (再契約)

- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約した場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

#### (契約の消滅)

- 第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

#### (免責)

- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

#### (協議)

- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

- 第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (特約事項)

- 第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号 

		6	9
--	--	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	令和 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>4</td></tr></table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>0</td><td>1</td></tr></table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>3</td><td>1</td></tr></table> 日	4	0	1	3	1	支 出 額	百	万	千	円
4											
0	1										
3	1										
1	3	9	6								
※政務活動費を充当した金額を記載											

使 途	事務所契約更新料・更新事務手数料・振込手数料(埼玉りそな→青木信用金庫)
-----	--------------------------------------

<b>領 収 書 等 貼 付 欄</b>	③更新料100000円+事務手数料55000円+振込手数料165円 $155,165 \text{ 円} \times 0.9 = 139,648.5 \text{ 円}$ 政務活動に使用する割合が9/10であるため			
	ネットバンキングの為、スクリーンショット添付いたします。 <u>⑤美田宗亮</u>			
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)				
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。				

# 請求書

美田 宗亮 様

請求No.	00000000001
請求日	2022/1/27

株式会社KBMプロパティー

〒342-0038 埼玉県吉川市美南5-

TEL : FAX : 048-984-0729



街力フリ不動産

三郷市采女貸事務所の更新契約にあたり下記の  
とおり御請求申し上げます。

合計金額 ￥155,000

[振込先] 青木信用金庫 吉川支店

口座番号／(普)5004412

お支払期限 2022/2/14

備考／	小計	155,000
	合計	155,000

10月 11月 12月 1月 2月 3月

2022年1月

手数料 -165円  
2022.01.31

送金 IBカケビ-IM -155,000円  
2022.01.31

⑤美田寧亮

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女賃事務所			階 号室
	所在 地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91			区画番号( )
		(登記簿)三郷市采女1丁目91番地			
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺／( 2 )階建			
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月	
	面 積	115.08m <sup>2</sup> の一部			
	附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

### 頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで ( 3年間 )
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 日まで		
賃料等 の支 払 方 法	□振込 <input checked="" type="checkbox"/> 持参 □口座引落	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
		委託会社名	

### 頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) (自 宅) T E L
----------------	----------------------

(勤務先) T E L	(会社名・部署名)
(携 帯) T E L	

#### 頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称
所 在 地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

#### 頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
□家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名		
	主たる事務所の所在地		
	家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣( )第 号	

#### 頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

#### 頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	TEL	
	住所		
乙・借主	氏名 美田宗亮	TEL	
	住所 三郷市彦成1-98-6		
丙・連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額	円	

	A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729 株式会社KBMプロパティー 小林 充則	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号
	免許年月日	令和3年 2月 10日	免許年月日
宅地建物取引士	氏 名	[REDACTED]	氏 名
	登録番号	( [REDACTED] 号)	登録番号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社KBMプロパティー 埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 貸料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
  - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
  - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

#### (一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

#### (契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによつて終了する。

#### (明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

#### (立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散
  - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

#### (延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
  - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
  - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
    - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
    - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

- ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
- 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に對し確約する
- ア 乙の財産及び収支の状況
  - イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならぬ
  - 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盜難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

#### (協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書（8）又は（9）記載のとおりとする。

整理番号 

	1	2	8
--	---	---	---

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
【広聴・広報活動費】			
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【経常的経費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	<table border="1"><tr><td>4</td><td>年</td><td>1</td><td>月</td><td>31</td><td>日</td></tr></table> 2月28日・3月31日	4	年	1	月	31	日	
4	年	1	月	31	日			
支 出 額	$81,482 \times 3\text{ヶ月} = 244,446$ $244,446 \times \frac{9}{10} = 220,02\text{円}$ <table border="1"><tr><td>百万</td><td>千</td></tr><tr><td>2</td><td>20</td><td>0</td><td>02</td><td>円</td></tr></table> ※ 政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	2	20	0	02	円
百万	千							
2	20	0	02	円				
使 途	家賃・共益費・駐車場料金(1月・2月・3月分)							
支 出 先	(有) 村田管理サービス							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 事務所賃貸借契約書

物件名	ロイヤルコートムラタ	100号室
-----	------------	-------

2020年 3月 19日

貸 主 有限会社村田管理サービス  
借 主 埼玉県議会議員 荒木 裕介  
管理会社 株式会社グッドステイホーム

## 事務所賃貸借契約書

賃貸人 有限会社村田管理サービス（以下甲という）と賃借人 埼玉県議会議員 荒木 裕介（以下乙という）とは、第1条記載の物件について次の通り賃貸借契約を締結する。

### 第1条（賃貸借物件）

甲は、下記表示物件（以下本物件という）を、次条以下の条項により乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

#### 1：本物件の表示

- ① 所 在： 埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-10
- ② 構 造： 鉄筋コンクリート造 7階建
- ③ 名 称： ロイヤルコートムラタ
- ④ 賃貸借部分： 1階 100号室 59.95 m<sup>2</sup> (約 18.13坪)

#### 2：賃貸借条件

- ① 目 的： 事務所
- ② 期 間： 2020年 3月 19日から 2022年 3月 18日まで
- ③ 賃 料： 月額 金 64,815円也（消費税別）
- ④ 共益費： 月額 金 4,630円也（消費税別）
- ⑤ 駐車料： 月額 金 4,630円也（消費税別）
- ⑥ 敷 金： 金 80,000円也
- ⑦ 礼 金： 金 0円也

## 第2条（使用目的）

乙は本物件を議員事務所の目的のみ使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

## 第3条（賃貸借期間）

本物件の賃貸借期間は、2020年 3月 19日より2022年 3月 18日迄とする。

## 第4条（期間内解除）

賃貸借期間中に乙がこの契約を解約しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を予告しなければならない。但し、乙はこの予告に代えて、賃料の3ヶ月分相当額を甲に支払って即時解約することができる。

なお、甲においても6ヶ月前に予告すれば解約をすることができる。

## 第5条（賃料）

賃料は月額、金 64,815円（消費税別）とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した賃料を支払う。

また、駐車料として月額金 4,630円（消費税別）も同様とする。

## 第6条（共益費）

乙は、共益部分の維持管理に必要な費用に充てるため、共益費として月額金 4,630円（消費税別）を賃料と共に毎月末までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した共益費を支払う。

## 第7条（賃料及び共益費等の改訂）

賃料及び共益費については、賃貸借期間中であっても、物価の高騰、経済情勢等の変動、公租公課その他の負担の増加もしくは法令の改正や施設の改良等があつた場合には、甲乙協議の上、甲は乙に対して増額を請求できる。

## 第8条（敷金）

- 1：乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、敷金として、金 80,000 円を、甲に預託する。但し、敷金は無利息とし、本契約期間中は返還しないものとする。
- 2：乙に賃料等の延滞損害賠償、その他この契約に基づく債務の不履行があるとき、甲は乙に債務の履行を催告した上、敷金の一部または全部をその弁済に充当することができる。  
その場合、乙は通知を受けた日から 10 日以内に敷金の不足分を補充しなければならない。
- 3：乙は敷金の預託が有ることを理由に、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4：乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならない。
- 5：甲は、この契約が終了し、乙が賃貸借物件を完全に明渡し、かつ、甲に対する一切の債務の履行した後、6ヶ月以内に敷金を乙に返還する。

## 第9条（禁止事項）

乙は、甲の書面による承諾なしに、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1：賃借権の譲渡、または、これを担保の用に供すること。
- 2：本物件の一部または全部の転貸及び、連絡事務所等名目形式の如何を問わず第三者に占有または使用させ、あるいは第三者を同居させ、共有使用し、もしくは第三者の在室名義の表示をすること。
- 3：建物の維持保全に害となる行為をすること。
- 4：甲または他の入居者に迷惑となること、その他甲が不相当と認める行為をすること。

## 第10条（本物件内の造作及び設備の新設、変更等）

次の行為をする場合には、乙は予め甲の書面による承諾を得るものとし、かつ、その費用は乙の負担とする。

- 1：造作、間仕切、建具、その他の新設または模様替えをするとき。
- 2：電灯の増移設、電話の引き込み架設、給排水、電気設備、冷暖房設備及びその他設備の

新增設変更移転等をするとき。

- 3：甲の指定する場所以外に看板および広告施設を設置し、または商号、商標の提出表示等をするとき。
- 4：重量物、嵩高物搬出入または移動するとき。
- 5：出入口扉及び、鍵の取替または新設するとき。

#### 第 11 条（造作等に伴う公租公課）

乙の設備造作に課せられる不動産取得税、固定資産税等は乙の負担とする。

#### 第 12 条（修繕費等の負担区分）

- 1：建物の主体構造物及び付属設備の維持保全に必要な修繕は甲が行う。
- 2：本物件内の壁、天井、床、建具等に関する修繕（塗装替えを含む）及び窓ガラス、電球等の取替は、原則として乙の負担において行うものとする。
- 3：前項の要修理箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとし、自己負担の修繕といえども甲と協議のうえ、実施するものとする。

#### 第 13 条（善管注意義務）

乙はこの建物を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

#### 第 14 条（立入権）

- 1：建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等のため必要有る場合、甲または甲の指定する者は隨時本物件内に立入り、必要な措置を講ずることができる。
- 2：前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

#### 第 15 条（損害賠償）

- 1：乙が本契約の条項のいずれかに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償しなければならない。
- 2：乙またはその代理人、使用人、請負人、来訪者、その他関係者の故意または過失により甲または他の入居者もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は直ちにその旨を甲に

通知し、一切これを賠償しなければならない。

#### 第 16 条（免責事項）

1：震災、風水害、火災その他、甲の責に帰すことのできない事由で乙が蒙った損害及び盜難または設備等の故障による損害については、甲はその責を負わない。

#### 第 17 条（契約の解除）

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催告を要せずに直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙はこれを異議ないものとする。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求できる。

1：賃料またはその他の費用の支払いを 3 ヶ月以上遅滞したとき。

2：本物件を第 2 条の目的以外に使用したとき。

3：他の入居者に著しい妨害を与えたとき、または与える恐れのあるとき。

4：甲の信用、名誉を傷つける等の不诚信行為があったとき。

5：信用が著しく低下したとき、または公序良俗に反する行為があったとき。

6：無断で本物件から退去したとき、または無断で引き続き 30 日以上本物件を使用しなかつたとき。

7：乙もしくはその使用人の故意、または過失により本物件もしくは建物を著しく毀損したとき、または火災を発生させたとき。

8：仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、解散等があったとき、または被後見人の審判がなされたとき。

9：この契約、またはこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

#### 第 18 条（原状回復義務と明渡し）

1：本契約が終了したときは、乙は賃貸借物件内に設置した造作その他の設備及び乙の所有物全てを撤去し、賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

2：乙が前項の義務を履行しないときは、甲が任意に乙の費用負担をもって代行しても乙は

何等の異議を申立てないものとし、万が一甲がこの義務の履行を免除した場合においても乙は賃貸借物件内に設置した造作、その他の買取りを甲に対して要求しないことはもちろん、以降の賃借人にたいしても売買譲渡することはできない。

3：賃貸借物件の明渡しに際しては甲の立会いを必要とし、賃貸借物件内に乙が残置した物すべて甲のためその所有権を放棄し、甲が任意に処分しても乙は何等異議ないことを承諾した。

#### 第 19 条（明渡し遅延損害金）

この契約が終了し、乙が賃貸借物件を明け渡すべき義務が生じたにもかかわらず、乙が明渡しを遅滞したときは、明渡すべき日の翌日より明渡し完了までの、賃料及び共益費相当額の倍額並びに、電気水道料金等の諸費用を損害金としてその遅延日数に応じ乙は甲に支払わなければならない。

#### 第 20 条（立ち退き料等の請求禁止）

乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず賃貸借物件及びその造作、設備について支出した費用または移転料、立退き料、権利金、補償等これに類する要求を一切甲にしてはならない。

#### 第 21 条（遅延損害金）

乙がこの契約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、乙は期日の翌月以降年利 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

#### 第 22 条（通知の義務）

乙はその代表者の移動があったときは、その内容を速やかに書面により甲に通知しなければならない。

#### 第 23 条（契約条項以外の事項）

この契約に定めていない事項または疑義が生じたときは、法令および一般貸しビルの商習慣に従い、甲乙が協議して定める。

24条（管轄裁判所）

この契約に基づく訴訟についてはさいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

25条（特約）

1：賃料等の支払いは振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。

2：賃料等の振込先：

口座名義人

3：賃料等の支払い方法及び振込先に変更のある場合は、変更する月の3ヶ月前までに甲より乙に書面にて通知するものとする。

4：契約期間満了後本契約を更新する時は新賃料の1ヵ月分の更新料を乙は甲に支払うものとする。

5：契約更新に際し、乙は取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分（消費税別）を支払うこととする。

6：乙は本物件の使用に際し、近隣に迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに乙の責任において対処すること。

この契約成立の証として本書式通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙各壹通を保有する。

令和2年3月19日

埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-20

甲

有限会社村田管理サービス

さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

乙

荒木 鈴谷 介

管理会社

免許番号 埼玉県知事(4)第19084号

所 在 さいたま市中央区鈴谷 5-2-2

商 号 株式会社 グッドステイホーム

代表者氏名 代表取締役 益子 賢治

宅地建物取引士 登録番号 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]



# 事業用建物 貸貸借契約書

ロイヤルコートムラタ 100号室

更新

貸 主 有限会社村田管理サービス 様

借 主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

## (6) 連帯保証の極度額

極度額	X 円
-----	-----

## (7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有・□ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1ヶ月分	□	円

## 特約条項

- 1.賃料等の支払いは振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。  
 2.賃料等の支払い方法及び振込先に変更のある場合は、変更する月の3ヶ月前までに甲より乙に書面にて通知するものとする。  
 3.契約期間満了後本契約を更新するときは新賃料の1ヶ月の更新料を乙は甲に支払うものとする。  
 4.契約更新に際し、乙は取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分(消費税別)を支払うこととする。  
 5.乙は本物件の使用に際し、近隣に迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに乙の責任において対処すること。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2022年3月21日

貸主 住所 T338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号

有限会社 村田管理サービス

氏名 代表取締役 村田 佳津 電話番号 ( )

借主 住所 さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

氏名 茅木 栄介 電話番号 048(872)1255

連帯保証人 住所

氏名 X 印 電話番号 ( )

極度額 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ■ 媒介 □ 代理 取引態様 □ 媒介 ■ 代理

免許証番号 埼玉県知事(5) 第 19084 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5丁目2-2 事務所所在地

商号 株式会社 グッドステイ

代表者等 益子 賢治 代表者等

登録番号

宅地建物取引士

# 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名称	ロイヤルコートムラタ	
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	59.95 m <sup>2</sup>

## (2) 使用目的

事務所
-----

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2022年3月19日から	2年月間	
終期	2024年3月18日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

## (4) 賃料等

賃料	月額	64,815 円	( 税込価格	71,296 円	・税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	4,630 円	( 内消費税等	5,093 円	・税率 10 % )
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金) の償却・敷引					
駐車場料		5,093 円			円
礼金		0 円			
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を 每月 末 日までに支払う			
	■ 振込 □				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号	[REDACTED]	口座名義人・フリガナ	[REDACTED]	
振込手数料負担者 借主 持参先					

## (5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	( )
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

# 不動産賃貸借契約条項

## (契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

## (使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

## (契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

## (賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となつた場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## (共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

## (保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

#### (契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

#### (更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

#### (借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

#### (消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

#### (債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

#### (反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
  - 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
  - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

#### (禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、事業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。

4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
- 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
- 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
- 六 衛生上有害となる行為を行うこと
- 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
- 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
- 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
- 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
- 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

#### (内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
  - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
  - 三 金庫その他重量物の搬入据付
  - 四 看板および広告設備の設置
  - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

#### (修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があつた場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合（一部滅失等による賃料等の減額等）

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

#### (期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料およ

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

#### (賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 1ヶ月分を貸主に支払うものとします。

#### (契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなつた場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

#### (明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡しが完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

#### (明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を取去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)。

- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。
- 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

#### (立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。
- 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

#### (連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。

3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。

一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報

二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額

三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額

6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。

7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

#### (財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

一 財産および収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

#### (協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

#### (管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### (特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号 

			6	7
--	--	--	---	---

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年1月31日, 2月28日, 3月31日
支出額	百万 千 270000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため (按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3$ $= 270,000$ ) 2,3,4月分 事務所賃借料
支出先	株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 貸 室 貸 貸 借 契 約 書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は末記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

## 第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也  
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	[REDACTED]
----------------	------------

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日  
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

#### (敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

#### (諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかる公租公課等は甲の負担とする。

#### (借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

#### (貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

#### (契約の解除・解約)

##### 第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。

- (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
- (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
- (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
- (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

#### (契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者的一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

#### (原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならぬ。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

#### (乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしいれるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
5. 退去時の原状回复工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4)自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
  - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和  
元年 6月 1日

賃貸人（甲） 住所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏名 株式会社 ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パストラーヌ105号室

氏名

藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105 号室
床 面 積	48.5 m <sup>2</sup>

〈入 居 者〉

フ リ カ ナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

# 覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3 年 12 月 27 日

東京都千代田区神田松永町18番地1  
賃貸人（甲） 株式会社ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78  
賃借人（乙） 大宮パストラルハイム105号室  
氏名 藤井たけし事務所

## — 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム  
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）  
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建  
当該貸室 1階部分105号室 48.5m<sup>2</sup>

以上

整理番号     69

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費      2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費      7:事務所費      8:事務費 9:資料購入・作成費      10:交通費

<b>支出年月日</b>	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 4 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 1 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 3 1 日, 2月28日, 3月31日
<b>支 出 額</b>	政務活動に使用する割合が30%以上あるため <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 百万 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 千 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 4 0 5 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
<b>使 途</b>	(按分した場合の積算方法) $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3$ $= 40,500$
<b>支 出 先</b>	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

印

# 駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	[REDACTED]
	氏名	藤井 健児		

1	場 所	さいたま市大宮区浅間町 2-73-1										
2	駐車場 区画	[REDACTED]										
3	車両	車名		登録番号		特約	登録車両以外 無断駐車厳禁					
4	賃料	一ヶ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月分前納	特約	2カ月分滞納の ときは無催告解除					
5	期間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間			特約	更新可					
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし										
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特約	違反のときは 無催告解除						
8	解 約	賃貸人 賃借人	カ月前予告 カ月前予告		解約可能							
9	保 証 金	金 0 円也	契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還									
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。										

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号

135

# ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <p><b>【経常的経費】</b></p> 6:人件費    7: <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
-------------------------------------	--

<b>支出年月日</b>	<input type="text" value="22"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日	<b>支出額</b>	百万 千 円 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>			
<b>使途</b>	家賃 2ヶ月 <small>政務活動に使用する割合が 90% 以上であるため</small> $50000 \times \frac{9}{10} = 45000$		

**領収書**

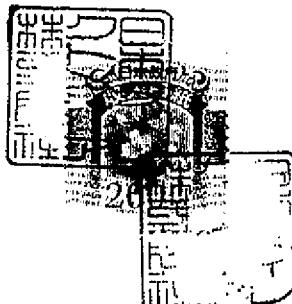
No. 660

領収日 2022年01月31日

**関根信明 様****金額 50,000 円**

22年2月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額:

50,000円

消費税額等:

0円

 〒331-0828  
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789
 

みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

関根信明様

日付 : 2022年01月31日

請求書番号 : 660

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレクトテクノロジー株式会社  
〒331-0823  
埼玉県 さいたま市桜新町2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2022年2月分 政務調査事務所家賃（光熱費込）	1ヶ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号

184

18

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費	
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費	
<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費		

支出年月日	<input type="text"/> 4 年 <input type="text"/> 1 月 <input type="text"/> 31 日	支 出 額	百万 千 円 <input type="text"/> 1 3 5 0 0 0
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>			
使 途	<b>事務所家賃 (2、3、4月分)</b> <small>政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため <math>156000 \times 0.9 = 135000</math></small>		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

## 領 収 証

阿左美 健司 様 令和4年 1月 31日

★ ￥ 150,000 -

但 2、3、4月分家賃とい  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( % )

コクヨ ウケ-104B

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。)とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物（以下「本件建物」という。）について、建物賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

## 第1条（本契約）

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件 後記表示の通り
- (2) 使用目的 事務所
- (3) 賃料 月額 5万円（賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする）
- (4) 契約期間 令和3年8月1日から令和4年7月31日

## ○ 第2条（賃貸借期間）

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

## ○ 第3条（賃料の支払い）

1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

#### 第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

#### 第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

#### ○ 第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

#### ○ 第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

#### ○ 第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

#### ○ 第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

(2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

(3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

#### 第10条（当然終了）

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

(1) 本件建物が滅失したとき

(2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき

(3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

#### 第11条（現状回復義務）

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならぬ。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

#### 第12条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

#### 記

（建物の表示）

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41m<sup>2</sup>

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] ●

乙) 住所 株父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名 阿左美 健司 ●

整理番号 107

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	04年01月31日 2月28日 3月31日
支 出 額	百万 千 450900 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	2月分、3月分、4月分 事務所賃借料
支 出 先	有限会社 赤岩不動産

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



(07-2)

## 事 業 用 貸 借 契 約 書 (更新)

貸主 有限会社赤岩不動産(以下甲という)と借主 須賀 敬史(以下乙という)  
と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という)とは、事業用建物貸借契約(以下  
本契約といふ)に付帯する「事業用建物貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約  
を締結した。

### (1) 貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ蕨 102号

所在地 住居表示 埼玉県蕨市中央3丁目17番23号

(登記簿)蕨市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53m<sup>2</sup> (約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蕨市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

### (2) 貸借条件

使用目的 事務所(その種類 事務所)

賃料 167,000円 (消費税 なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雜費 (町会費任意加入)

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 令和2年10月16日から 令和5年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって  
発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 [REDACTED]

[REDACTED]  
振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月分前払い)

振込料は乙の負担とする。

(07-3)

付属施設						
(3) その他 貸す 与る 鍵一覧	正面入口	No. ( 個 )		No. ( 個 )		No. ( 個 )
		No. ( 個 )				
					合 計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日						

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

2020年10月10日

	貸主・甲	借主・乙
(フリガナ) 住 所	〒 埼玉中央1丁目25番6号	〒 埼市中央1-14-10-602
電 話 番 号	048-431-2325	
(フリガナ) 氏 名	藤根会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩常吉	須賀敬史
(フリガナ) 連帯保証人・丙	(住所) (氏名) (電話番号)	(住所) (氏名) (電話番号)

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許番号	
所 在 地	蕨市中央1丁目25番6号	所 在 地	
商 号	有限会社 赤岩不動産	商 号	
代 表 者	赤岩 常吉	代 表 者	
電 話	048-431-2325	電 話	
F A X	048-431-2326	F A X	
宅地建物取引士(自署押印)		取引士 (自署押印)	
登録番号		登録番号	( )第 号
氏 名		氏 名	

整理番号

(108)

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	04年01月31日 2月28日 3月31日
支 出 額	百万 千 5 9 4 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	2月分、3月分、4月分 駐車場賃借料
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



(08-2)

## 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20	
	名称	浅香パーキング	指定場所 [REDACTED]

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シャトル	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	------------

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年4月28日 から 2022年4月27日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	2021年4月28日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 22,000円 (内消費税 2,000円)
敷 金	金 20,000円
支払期限: 毎月末日までに 当月分 ・ 翌月分 を支払う	
支 払 方 法	1. 口座振替 金融機関: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 2. 振込み 口座名義人: [REDACTED] TEL: [REDACTED] 3. 持参 持参先: [REDACTED]

### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 リアルホーム株式会社
	所在地・TEL 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL: 048 (887) 8365
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣( )第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

108-3

管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 )
※賃主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。		

※賃主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

## 頭書(6) 更新に関する事項

- 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。
- 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

## 頭書(7) 特約事項

- 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。
- 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。
- 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。
- 車庫証明代は5,000円(税別)とする。
- 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。
- 賃料22,000円は、2021年5月分からとします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年 4 月 日

甲・貸主	氏名 [REDACTED] [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
乙・借主 (法人の場合)	商号 [REDACTED] [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 須賀 敏史 [REDACTED]	TEL 048-7847
	住所 埼玉市中央1-14-10 グランコート蕨602号 [REDACTED]	
	商号(名称) リアルホーム株式会社	代表取締役 野澤 忠義 [REDACTED]
宅地建物 取引業者	事務所所在地・さいたま市浦和区東高砂町22-1	TEL・048(887)8365
	免許証番号 埼玉県知事(7)14904号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED] [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名 リアルホーム株式会社	
	事務所所在地 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1	
	TEL 048(887)8365	

※印は実印

整理番号 

			/	28
--	--	--	---	----

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	支 出 額	百万	千	円
□□年□□月□□日	支 出 額	□□	□□	□□□□
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載			
事務所清掃代				

## 領 収 書 等 貼 付 欄

### 領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥30.000.-

但 県政活動事務所 清掃費として  
「2022年1月期2日間」

令和4年(2022年) 1月31日(月)

アライ企画 新井 香  
東京都江東区大島4-7-3

30.000 × 1/10 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 220

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<p style="margin-bottom: 0;">【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p style="margin-bottom: 0;">【広聴・広報活動費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p style="margin-bottom: 0;">【経常的経費】</p> <p style="margin-bottom: 0;">6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p style="margin-bottom: 0;">9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---------------------------------	---

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃(2月分) <i>共同事務所へのため</i> 政務活動の使用する割合が8/10のため <i>自民党越谷支部と折半</i> $6655019 \times \frac{8}{10} = 53,240$ 円		

## 領 収 証

No. 007252

浅井 明 様

2022年2月24日

金額

7133,100-

但し森のビル 201 2月份賃料 2/1入金)

200円

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

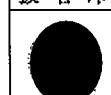
消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029  
 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582  
 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市光川町2129番地1  
 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140  
 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403  
 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3883

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

# 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35.34 m <sup>2</sup>

## (2) 使用目的

県政事務所
-------

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

## (4) 貸料等

賃料	月額	117,700 円	( 内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	15,400 円	( 内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 % )
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額		
保証金(敷金) の償却・敷引		1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賃借金その他の債務を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は底ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 借主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。			
		円			円
礼金		ヶ月			
	支払時期	翌月分を 每月 27日までに支払う			
賃料等の 支払方法	振込口	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

## (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

229-3

## (6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

## (7) 更新料に関する事項　更新料の有無（■有・□無）

更新料の金額	■新賃料の1ヶ月分・□	円

## 特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 三井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

## 宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □媒介・■代理

取引態様 □媒介・□代理

免許証番号 国土交通大臣(4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウス

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 [REDACTED]

登録番号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

整理番号 230 -1

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 日	支 出 額	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</span> 円
使 途	事務所看板代(2ヶ月) $5.500\text{円} \times \frac{8}{10} = 4.400\text{円}$		

※政務活動費を充当した金額を記載

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

**領 収 証**

No. 007254浅井 明 様

2022年 2月 24日

金額

¥ 5,500 -

但し森田ビル 201 2月份看板代として(支入金)

上記の金額正に領収いたしました

収入印紙

内訳

税抜金額

消費税額等( % )

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用 途	事務所	
契 約 面 積	2 階部分	35,84 m <sup>2</sup>

## (2) 使用目的

県政事務所
-------

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

## (4) 費料等

費 料	月額	117,700 円	( 内消費税等	10,700 円 · 税率 10 % )	
共益費(管理費)	月額	15,400 円	( 内消費税等	1,400 円 · 税率 10 % )	
保証金(敷金)		321,000 円	費料の 3 ヶ月相当額		
保証金(敷金) の償却・敷引			1. 貸主は、借主に対し延滞料、損害賃金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 借主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。		
		円		円	
礼 金		△ 円			
費料等の 支払方法	支 払 時 期	翌月分を 每月 27 日までに支払う			
	■ 振込 口				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
振込手数料負担者	借主	持参先			

## (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

230 - 3

## (6) 連帯保証の権度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

## (7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有・□ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ヶ月分 □	円

## 特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年 6月 7日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名 佐井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

権度額 3,194,400 円 \*連帯保証人が法人の場合には権度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介・■ 代理

取引態様 □ 媒介・□ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4) 第 6029 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 大豊

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号

登録番号 第 号

宅地建物取引士

印

印

整理番号

ヨミ

-

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

## 経費区分

(該当する経費の番号を○で囲む)

## 【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

## 【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

## 【経常的経費】

6:人件費 7:事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

□□年□□月□□日

支出額

百万 千 円  
9 6 80

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所駐車場代 (2月分)

12100円 × 10 = 9680円

政務活動に使用する割合が 8% 以上であるため

## 領収書等貼付欄



とちぎんキャッシュサービス

ご利用明細票

とちぎんをご利用いただきありがとうございます。ただいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。

お取扱日	お取扱店	販 番	銀行番号	支店番号	口 席 番 号	お 取 引 種 類
040201	0026	053	0517	[REDACTED]	***	お振込み
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500 100	50 10 5 1 お 取 引 金 額
3698						¥12,100

お取引時刻	通 番	手 数 料	お つり	お 取 引 後 残 高
17:57	005920	¥330		

TOCOM 栃木銀行

駐車場代 (2月分)

埼玉りそな銀行  
 普通 口座番号1442614  
 フジカエストート(カ 様へ -  
 アサイ アキラ 様から  
 電話番号048-962-5777

南越谷支店

振込通番0000061

裏面の記入欄をお読みください。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、  
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補足すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名 称： 文化エステート越ヶ谷駐車場

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー )

賃 料： 壱ヶ月金12, 100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 貸借の期間は令和3年5月1日より令和4年3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものでないこと。
  - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。
  - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
  - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
  - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用せること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は各ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

#### 特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エstate越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各原本を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主（甲） 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
 氏名 文化エstate株式会社  
 電話 代表取締役 中山 寧子  
 048-985-6134

借主（乙）

住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号  
 氏名 茂井 明  
 電話 048-962-5227

整理番号    68

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									

支出年月日	支 出 額	百万	千	円
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 日 平成	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">32400</span>			
使 途	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため 2,3,4月分駐車場賃借料 $(12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3 = 32,400)$			

### 領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

=32,400

③ 2,3,4月分駐車場代として、

### 別紙明細

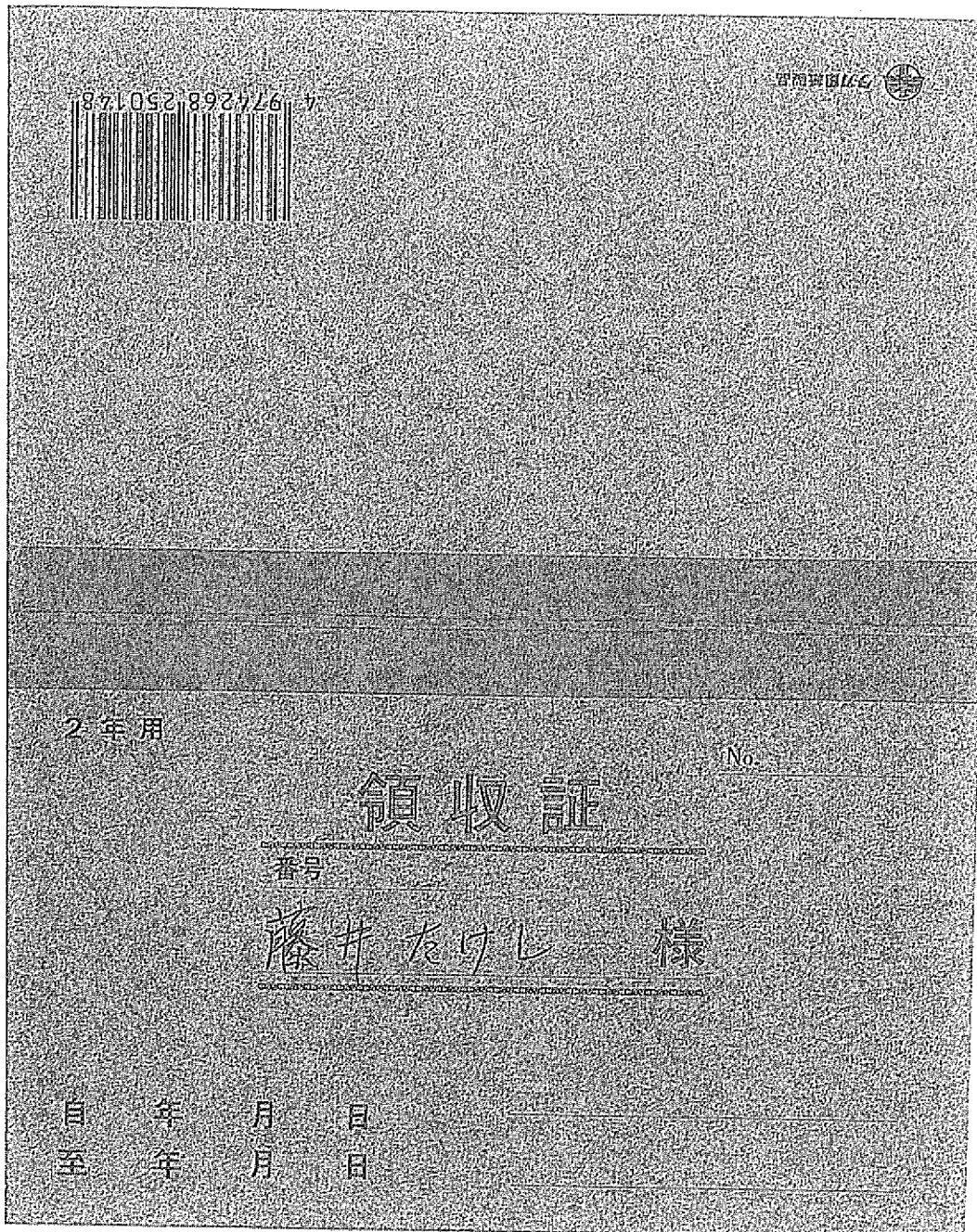
【振込手数料】

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



約定	
(1)	契約事項に定められた日にお支払い下さい。 支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を 申し受ける時があります。
(2)	金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の ものを押印してある場合は無効とします。
(3)	この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については 一切その責任を負いません。
(4)	この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2022年 2月分	2022年2月1日 受取りました ¥12,000-	領印 收鑑	
2022年 3月分	2022年3月1日 受取りました ¥12,000-	領印 收鑑	
2022年 4月分	2022年3月31日 受取りました ¥12,000-	領印 收鑑	

整理番号

110

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
6:人件費		7:事務所費
8:事務費		
9:資料購入・作成費		10:交通費

支出年月日	04年02月01日 他	支 出 額	百万 千 円 2 9 7 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	プロアマット等 R.4 年 2月～4月分 1,100 × 0.9 × 3カ月 = 2,970 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	--

領 収 書 等 貼 付 欄	③ フロアマット、モップ
別 紙	・ 2月分 2月 1日
	・ 3月分 3月 1日
	・ 4月分 3月 29日
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

(10)-2

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼 領 収 書

納品日 4年 2月 1日 次回訪問日 3月 1日 B火

取引

ダスキン川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後 残 数
				数量	金額		納品数	金額	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495			
BSH ベーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605			

印 紙  
5万円以上  
貼 付

DUSKIN

前回未収残	合計金額		内消費税	領收額		
	訂正後	合計金額	訂正後	内消費税	訂正後	領收額
(10%)	1,100		100		1,100	

(0016839) 伝票 NO.0002239332

受領サイン

担当者名

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼 領 収 書

納品日 4年 3月 1日 次回訪問日 3月 29日 B火

取引

ダスキン川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-26  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後 残 数
				数量	金額		納品数	金額	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495			
BSH ベーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605			

印 紙  
5万円以上  
貼 付

DUSKIN

前回未収残	合計金額		内消費税	領收額		
	訂正後	合計金額	訂正後	内消費税	訂正後	領收額
(10%)	1,100		100		1,100	

(0016839) 伝票 NO.0002245568

受領サイン

担当者名

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼 領 収 書

納品日 4年 3月 29日 次回訪問日 4月 12日 B火

取引

ダスキン川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後 残 数
				数量	金額		納品数	金額	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495			
BSH ベーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605			

印 紙  
5万円以上  
貼 付

DUSKIN

前回未収残	合計金額		内消費税	領收額		
	訂正後	合計金額	訂正後	内消費税	訂正後	領收額
(10%)	1,100		100		1,100	

(0016839) 伝票 NO.0002251884

受領サイン

担当者名

整理番号 

		1	0	2
--	--	---	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】				
	1:調査研究費	2:グループ活動費			
	3:広聴・広報活動費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費		
	9:資料購入・作成費	10:交通費			

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
04年02月01日 他	支 出 額	106304
使 途	事務所賃貸料金として(令和4年3月～4月分) $132,880 \times 0.80 = 106,304.0$	

## 領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料金として(令和4年3月～4月分)

⑤高橋稔裕

政務活動に使用する割合が8/10以上そのため按分します

### 別紙明細

132,000

880 [振込手数料]

132,880

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 102 - 2

**領 収 書 貼 付 欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

③事務所賃料金として(令和4年3月～4月分)

⑤高橋稔裕

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56701	04-02-01	17:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****		
お取引現金内訳	印 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)	印	印
万 円 千 円 百 円	万 円 千 円 百 円	万 円 千 円 百 円
お振込明細またはご案内 電信		
お受取り	サイタマケンシソキン	
取扱人	カリ	
普通	0661651	
クキミツヒ	"ウツ"ト"ウツヤハソハ"イ(カ様	
登録番号	0001	
タカハシトウヒロ	セイムカット"ウツ"ムシヨ様	
電話番号	09018170065	
取扱番号	500005	
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56703	04-03-03	17:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****		
お取引現金内訳	印 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)	印	印
万 円 千 円 百 円	万 円 千 円 百 円	万 円 千 円 百 円
お振込明細またはご案内 電信		
お受取り	サイタマケンシソキン	
取扱人	カリ	
普通	0661651	
クキミツヒ	"ウツ"ト"ウツヤハソハ"イ(カ様	
登録番号	0001	
タカハシトウヒロ	セイムカット"ウツ"ムシヨ様	
電話番号	09018170065	
取扱番号	600007	
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

# 賃貸借契約書

令和3年5月10日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	[Redacted]				
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社					
賃借人	住所	加須市礼羽454-2	[Redacted]				
	氏名	高橋 総裕					
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)						
賃料	1ヶ月 60,000円 (別途、消費税)		別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。				
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。						
	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。						
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日	満 1 年間	※ただし、期間満了3ヶ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。				
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。						
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能						
	[Redacted] 口座番号 [Redacted] [Redacted]						
(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)							

整理番号 452

# ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

<b>支出年月日</b>	4年 2月 2日	<b>支出額</b>	百万 千 円 198396
※政務活動費を充当した金額を記載			
<b>使 途</b>	7:事務所費 (R4 2月, 3月分) 220,440 × 9% = 198,396 (附)春日部住販センター 家賃 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

<b>領 収 書 等 貼 付 欄</b>		<b>キャッシュサービスご利用明細</b> 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。																																																	
<b>※ 領收書</b> <b>※ 領收票</b> <b>(別)</b>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">取引銀行</td> <td style="width: 25%;">取引店</td> <td style="width: 25%;">口座番号</td> <td style="width: 25%;">*****</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>33942</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33942</td> <td>04-02-02</td> <td>14:19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥220,000</td> <td>¥440</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引後の残高(円)</td> <td colspan="3">おつり</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td>お取引現金内訳</td> <td>印鑑</td> <td>認証</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(1万円) (5千円) (1千円)</td> <td>印鑑</td> <td>認証</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>月 内 千 円 円</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>			取引銀行	取引店	口座番号	*****	0017		33942	*****	取扱店	お取引日	時刻		33942	04-02-02	14:19		お取引内容	お取引金額(円)	手数料		振込	¥220,000	¥440		お取引後の残高(円)	おつり			*****	*****			お取引現金内訳	印鑑	認証			(1万円) (5千円) (1千円)	印鑑	認証			月 内 千 円 円				
		取引銀行	取引店	口座番号	*****																																														
0017		33942	*****																																																
取扱店	お取引日	時刻																																																	
33942	04-02-02	14:19																																																	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																																	
振込	¥220,000	¥440																																																	
お取引後の残高(円)	おつり																																																		
*****	*****																																																		
お取引現金内訳	印鑑	認証																																																	
(1万円) (5千円) (1千円)	印鑑	認証																																																	
月 内 千 円 円																																																			
<b>お振込明細またはご案内</b> <b>三井住友銀行</b> <b>春日部支店</b> <b>普通 7128326</b> <b>カ) カスカヘ"リリ"ユウタクキヨウト"ウル様</b>		電信 <b>シラトコキヒトセイムカット"ウツ"ミリヨ様</b>																																																	
		電話番号 048-795-7140 取扱番号 400059		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 <small>*印紙税を納付しない場合は×印で消してあります。→</small>																																															
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。																																																			

(3) 家賃

整理番号 276

# 政務活動費 領收書等貼付用紙 ちょううふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	支 出 額	<input type="text"/> 百万 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 715
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載 タスキレンタル代 $1,430 \times \frac{1}{2} = 715$		

領收書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の授分とする

ダスキンフランチャイズサミット加盟店

お客さま名  
小島 信昭 様  
ポイントカード

納品・請求書  
兼 領 収 書

株式会社ダスキンサーブ北陵町  
ダスキン宮原支店  
〒331-0812・さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2022年2月7日 次回訪問日 2022年3月7日 取引現金

No. 100308044600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660	
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770	

印 紙  
5万円以上  
賄 付

前回未収残	現 拔 金 額	消 費 税	合 計 金 額	領 收 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

龍崎オンライン

担当者名

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、空白に補記すること)。

④発行者、⑤宛名小記載されていること、部記載が  
該欄に未記載の場合は、積算方法を明白に記載するこ

整理番号 

			3
--	--	--	---

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費		

支出年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日 4 2 10	支 出 額	百万 千 円 1 2 1 5 0 0
使 途	事務所賃借時の 仲介手数料 $135000 \times 0.9 = 121500$		

**領 収 証**

No.

4年2月10日

小川ただしや務所様

上記の金額正に領収いたしました

土地・建物・アパート・マンション  
売買・仲介・賃貸・管理**(有)若葉不動産**

代表取締役 長谷川 清

〒350-2201 埼玉県鶴ヶ島市富士見2-12-6  
TEL 049 (285) 3 9 7 3  
FAX 049 (285) 3 9 4 8

整理番号

73

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費		

支出年月日	04 年 02 月 10 日	支 出 額	百万 千 円 □ □ / 17820
使 途	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため <b>事務所 無線ルーター、ネットワーク設定費</b> $19,800 \times 0.9 = 17,820$		
領 収 書 等 貼 付 欄	<b>埼玉県議会自由民主党議員団</b> <b>埼玉県議会自由民主党議員団</b>		

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枚番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

73

- 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領収証  
大谷正勝 様

NO. \_\_\_\_\_

取入  
印 紙

¥ 19,800-

但し弊社より、不十分な後送  
2022年1月10日 上記の金額正に領取いたしました

内消費税

現 金

小 切 手

事務用品・スチール家具・印刷・ゴム印  
有限会社 文具のスキモト 埼玉



西341

埼玉県三郷市戸ヶ崎3-393

-0044 TEL (048) 956-3368

FAX (048) 953-2460

請求明細書

〒 342-0055  
吉川市吉川一丁目30-26

2022 年 1 月 31 日 締切分

松澤正事務所 御中

有限会社文具のスギモト

〒341-0044 埼玉県三郷市戸畠3-393-1  
TEL:048-956-3363 FAX:048-953-2469

振 先: 魯有信用金庫 三鄉支店

振达九·唯有信用金牌  
口座番号:当座6206666

振込先:埼玉りそな銀行 三郷支店

振込先: 翠玉(てんごく)  
口座番号: 普通3647177

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	内消費税	今回御請求額
			19,800	1,800	19,800

整理番号

5

ちょうふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費	
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費	
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
※政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借礼金 270,000 " 宅貸(2月分) 85,000 " 宅貸(3月分) 140,000 $270,000 + 85,000 + 140,000 = 495,000 \times 0.9 = 445,500$		

## 領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

<b>領收証</b> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <b>様</b> No. _____	
内訳	但し、前店舗礼金2ヶ月、復料(2/2~2/28・3月分)として
現金	今和 4年 2月 12日 上記正に領収いたしました
小切手	
手形	
消費税額等( %)	
消費税額等( %)	
登録番号 <input type="text"/>	
 2001 GR1619	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

整理番号

163

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	4 年 2 月 14 日	支出額	百万 千 円 3 4 6
		※政務活動費を充当した金額を記載 $385 \times 0.9 = 346.5$	
使途	備品(レンタルマット) 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため		

## 領収書等貼付欄

## 領収書

2022年02月14日 11:27

No.2147715

新井一徳県政調査事務所

お問い合わせ番号

住所：  
北本市中央1-8-1

TEL:048-594-1600

契約日付：20110825

配達日付：20220214

順番：017-50

設置場所：  
9時半～17時半 土日休毎度ありがとうございます。  
下記の通り受領致しました。アクセスマット販AACHS  
1 @350

¥350

小計：  
消費税：合計：  
¥ 385

備考：

株式会社クリーン・モア  
お問い合わせ先：本社サポートセンター  
〒123-0864  
東京都足立区荒浜2丁目27番地9号TEL：03-3857-2233  
FAX：03-3857-1233  
請求日：0  
ルート：C1105  
次回ルート：C1105  
営業担当：[REDACTED]  
配達担当：[REDACTED]URL : <http://www.clean-more.net.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 177

# ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】				
	1:調査研究費	2:グループ活動費			
	3:広聴・広報活動費				
	4:要請・陳情等活動費	5:広報費			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費		
	9:資料購入・作成費	10:交通費			

支出年月日	[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 4 2 17	支出額	百万 千 円 [ ] 5 4 3 9 6
使 途	事務所家賃(3月分) <送金料金を含む>	$60,440 \times 0.9 = 54,396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため	

**領収書等貼付欄**

$$60,000 + 440 = 60,440$$

**ご利用明細票**

(3)事務所家賃(3月分)

お取扱日	店番	お取引内容
04-02-17	03529	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N027	*60,000	
	残 高	
送金料金	*440円	
振込予定日	04-02-17	
タケウチ	マサフミ	

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、  
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、[REDACTED]（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文

(乙) [REDACTED]

整理番号 316

ちょうふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費 2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	04年02月22日	支 出 額	百万 千 円 5564
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	47.5% 政務活動に使用する割合が9/10以上あるため $6182 \times 0.9 = 5564$		
領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団	

お客様名  
木功介事務所様

納品・請求書  
兼 領 収 書

株式会社スタート  
ダスキン江戸支店  
〒334-0074川口市江戸3-9-9  
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889

ダスキンフランチャイズセンター 加盟店

発行日 2022年 2月 22日 次回訪問日 2022年 3月 23日 取引 現金 No.100257932000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	内 品		納品	回収	訂正	備考
				販売	回収				
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1	1	1320	1	1	1320	
吸塵・吸水マットS・R(抗ウイルス)	DWSR	4W	1	1	1430	1	1	1430	
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1	1	1672	1	1	1672	
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	1	1	825	1	1	825	
フロアモップG	FM-DG	4W	1	1	935	1	1	935	

前回未収残	税抜金額		消費税	合計金額		領收額		
	訂正後	税抜金額		訂正後	消費税		訂正後	領收額
	5,620		562		6,182		6,182	

確認サイン  
[ ]

担当者名  
[ ]

96

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 285

# 政務活動費 領收書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費      7:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円 □□□□□□□□□□
※政務活動費を充当した金額を記載			

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所家賃(本町事務所)  $80,440 \times 0.8 = 64,352$

### 領收書等貼付欄

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上あるため

小島信昭

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
1			
2 04-02-24	.送金	*80,000	
3 04-02-24	.手数料	*440	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」）  
④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白  
※控記入した場合は、積算方法を余白に記載すること。

#### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持お置りください。

取引銀行 0017	取引店	口座番号 *****
取扱店 38109	お取引日 04-02-24	時刻 12:21
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥80,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****	おつり	

正 田 喜 藤

お振込明細またはご案内

5 | Page

**ANSWER** The answer is 1000. The total number of students in the school is 1000.

2010-2011  
Yearbook  
of the  
University of  
Tennessee

**Figure 1.** A schematic diagram of the experimental setup used to measure the effect of the magnetic field on the thermal conductivity of the nanocomposites.

如錄卷五 0001

1977年7月7日

卷之三

電話番号 049-758-1634 印紙税申告

電話番号 048-156-1024 お問い合わせ

取扱番号 300068

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民院議員団 小室信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 埼玉市岩槻区本宿 298-5	
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL	
商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称		
代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名		
免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号	大臣( )第 号	
免許年月日	平成29年8月23日	免許年月日	平成 年 月 日	
氏名	[REDACTED]	氏名		
登録番号	[REDACTED]	登録番号	( ) 第 号	
業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名		
事務所所在地TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地TEL		

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## (更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書きに表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書き(1) 目的物件の表示

名 称	高橋ビル賃貸事務所		
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12		
建物構造	(鉄筋)鉄筋コンクリート造・鉄骨筋コンクリート造・鉄筋鉄骨造・その他( )/ 木造・造瓦造・スレート造・鉄骨筋コンクリート造・鉄筋鉄骨造・その他( )/ (3)階建/全( )戸		
権利種別	事務所	新築年月	平成11年4月
面積	29.75 m <sup>2</sup>		
附属施設			

## 頭書き(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書き(3) 約款期間	令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)		
目的物件の引渡し時期	年月日		

## 頭書き(4) 賃料等

賃料	月額 (内税費税込等)	80,000 円	支払期日 (賃料 1ヶ月)	家賃 保険料	円

その他の条件	賃料の支払方法	賃料の支払方法	賃料の支払方法	賃料の支払方法
貸与する建物本数	1	1	1	1
賃料等の支払時期	毎月分を毎月末日まで			
賃料等の支払方法	賃料等の支払方法	賃料等の支払方法	賃料等の支払方法	賃料等の支払方法

## 頭書き(5) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

頭書き(6) 借主緊急連絡先	(氏名) 原急連絡先 (担当者) (勤務先)TEL (携帯)TEL
頭書き(7) 乙の債務の担保	(本契約で使用する ものにチェックし、 その右欄に記した事項 を記載する) 担保の方法 担保人 住所 口家賃債務保 証会社の提供 する保証 主たる事業 所の所在地

## 頭書き(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書き(5) 借主緊急連絡先	(氏名) 原急連絡先 (担当者) (勤務先)TEL (携帯)TEL
頭書き(6) 賃主及び管理業者	(有)宝来屋不動産商会 所在地 339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538 賃貸住宅管理業者登録番号 國土交通大臣( )第 号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 02621 (賃貸不動産管理士:野澤孝 ) ※賃貸不動産管理士の資格を受けている場合は記載 管理担当者 氏名 [REDACTED]
頭書き(7) 乙の債務の担保	(本契約で使用する ものにチェックし、 その右欄に記した事項 を記載する) 担保の方法 担保人 住所 口家賃債務保 証会社の提供 する保証 主たる事業 所の所在地
頭書き(8) 更新に関する事項	(本契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。)
頭書き(9) 特約事項	

整理番号

286

# 政務活動費 領收書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円 □□□ 4400
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載 駐車場代(本町事務所) $5500 \times 0.8 = 4,400$		

### 領收書等貼付欄

・政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上あるため

領收証

No

## 小鳥樣

乙年二月廿四日

★ 55.com

但心月分

上記正に領収いたしました

內訛

税抜金額

消費稅額等(%)

(うな記載)、

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札 設置区域(1区画分)  
(小島信智様)

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 小島信 [REDACTED]

(X-カ-車種)三菱 エコノン シルバー

(ナンバー) [REDACTED]

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

## 賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 [REDACTED] 〔以下、「本件駐車場」といふ。〕につき、賃貸借契約を締結した。

## 駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8  
区 画 賃借人名札・接道区分：[REDACTED]

## 第11条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。  
メーカー：スズキ 車種：エブリイワゴン ナンバー：[REDACTED]  
指揮を劃内に於ける。賃借人や省定じかに車両のサ、駐車する。

## 第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也どし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

## 第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

## 第4条 (契約期間)

- 契約期間は、平成3/年3月/日から平成3/年3月/日までとする。
- 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

## 第5条 (契約の更新)

- 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

## 第6条 (賃貸義務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

## 第7条 (免責)

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに際すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

## 第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一につきに該当する事由があつたときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- 賃料の支払いを2カ月分以上怠つたとき
- 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があつたとき
- 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があつたとき
- その他本契約に違反したとき

## 第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもつて第一審の管轄裁判所とする。

## 第11条 (信義則)

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑惑が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

平成3/年3月/日

賃貸人：住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区新井301/  
氏名 [REDACTED]

整理番号 

	2	1	2	-1
--	---	---	---	----

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	04年02月25日
支 出 額	百万 千 □ □ 6 4 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動に使用する割合が8/10以上あるため (按分した場合の積算方法 80,000 × 0.8 = 64,000 ) 3月分事務所賃借料
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 [REDACTED] (以下「甲」といいます。)と借主 中屋敷 俊一 (以下「乙」といいます。)は、この契約書により  
項書に表示する不動産に関する賃貸契約を締結しました。

頭書(1) 目的物性の表示

建物	名称	森田販賣部所 (平成21年6月10日納替の事業用賃貸借契約書に基づく) 添付した申請書形面に記載するものと同一		1階 N03号室
所在地	(住居表示)	満黒川東3丁目1番18号 (住居表示)		区画番号( )
(路地等)		浦和市東3丁目107番		
木造 [REDACTED] 壁面 [REDACTED]		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨造・その他( )		/
構造	戸数・面積	(1)階建/全( )戸		
面積	面積	新築年月	平成12年12月	
面積	91.77m <sup>2</sup>			
附属施設	附帯施設	公営水道メーター(専用)、東方電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、希望戸、 駐車場スペース(2台分)、電気弱勢し1個		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	[REDACTED]
-----	------------

12 頭書(3) 契約期間

日始物の引渡し時期	令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月 30日まで (3年間) 契約期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。
-----------	---

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 (消費課率 6,400円)	管理・ 共益費 (内消費課率等 円)	月額 円	支 払 期 間	保険料 附 属 施設料 円)	円
敷金	(賃料 ヶ月)					
保証金	4,000,000円 (賃料 ヶ月)	毎年15分の1づつ償却 するものとする。(保証金 の補充はしない。)				

頭書(5) その他条件

貸与する賃...賃料	賃料No. 本 数	[REDACTED]
賃料等の支払時期	翌月分(前月次)までに支払うものとします。	[REDACTED]
支払方法	直接 送 口持 参 口口取引案	(直接手渡りまたは借主の負担とする。 委託会社名

整理番号 213

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費		

支出年月日	04 年 02 月 25 日	支出額	百万 千 円 3 5 2
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	3月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため		

領収書等貼付欄		キャッシュサービスご利用明細																																																																					
※ 領収書は、量ねて貼付しないこと。		毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。RCNA																																																																					
※ 領収書を貼るスペースが足りない (別紙にも整理番号(枝番)を付す)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">取引銀行</td><td style="width: 15%;">取引店</td><td style="width: 15%;">口座番号</td><td style="width: 60%;">*****</td></tr> <tr> <td>0017</td><td></td><td></td><td>*****</td></tr> <tr> <td>取扱店</td><td>お取引日</td><td>時刻</td><td></td></tr> <tr> <td>38042</td><td>04-02-25</td><td>14:49</td><td></td></tr> <tr> <td>お取引内容</td><td>お取引金額(円)</td><td>手数料</td><td></td></tr> <tr> <td>振込</td><td>¥80,000</td><td>¥440</td><td></td></tr> <tr> <td>お取引後の残高(円)</td><td colspan="3">おつり</td></tr> <tr> <td>*****</td><td colspan="3">*****</td></tr> <tr> <td>お取引現金内訳</td><td>現金</td><td>内訳</td><td>印鑑認証</td></tr> <tr> <td>(1万円) (5千円) (1千円)</td><td>万</td><td>千</td><td>千</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>お振込明細またはご案内</td><td colspan="3" style="text-align: right;">電信</td></tr> <tr> <td>お受取人</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>登録番号 0001</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>セイタマケンキ カイキ イソ ナカヤシキ リ様</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>電話番号 048-541-8110</td><td colspan="3" style="text-align: right;">印紙税申告納付につき済和</td></tr> <tr> <td>取扱番号 300174</td><td colspan="3" style="text-align: right;">税務署承認済</td></tr> </table>		取引銀行	取引店	口座番号	*****	0017			*****	取扱店	お取引日	時刻		38042	04-02-25	14:49		お取引内容	お取引金額(円)	手数料		振込	¥80,000	¥440		お取引後の残高(円)	おつり			*****	*****			お取引現金内訳	現金	内訳	印鑑認証	(1万円) (5千円) (1千円)	万	千	千	円	円	円	円	お振込明細またはご案内	電信			お受取人				登録番号 0001				セイタマケンキ カイキ イソ ナカヤシキ リ様				電話番号 048-541-8110	印紙税申告納付につき済和			取扱番号 300174	税務署承認済		
取引銀行	取引店	口座番号	*****																																																																				
0017			*****																																																																				
取扱店	お取引日	時刻																																																																					
38042	04-02-25	14:49																																																																					
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																																																					
振込	¥80,000	¥440																																																																					
お取引後の残高(円)	おつり																																																																						
*****	*****																																																																						
お取引現金内訳	現金	内訳	印鑑認証																																																																				
(1万円) (5千円) (1千円)	万	千	千																																																																				
円	円	円	円																																																																				
お振込明細またはご案内	電信																																																																						
お受取人																																																																							
登録番号 0001																																																																							
セイタマケンキ カイキ イソ ナカヤシキ リ様																																																																							
電話番号 048-541-8110	印紙税申告納付につき済和																																																																						
取扱番号 300174	税務署承認済																																																																						
⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一		*印紙税を納付しない場合は印で消してあります。→																																																																					

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	106
------	-----

ちょうふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	4	年	2	月	25	日	3	30		

支出年月日	支 出 額	※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	1240350	$104,500 \times 0.5 = 52,250$ $104,500 \times 0.9 = 94,050$

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

3月は後援会の作業で、1-7=の  
0.5であります。

別紙明細

[振込手数料]

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 166 - 1

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017	[REDACTED]		*****
取扱店	お取引日	時刻	
38802	04-01-28	13:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		
*****	*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 千 千 千	認証 (支) (支) (支)	電信	
お振込明細またはご案内			
おタ"イイチカソキ"ヨウシソクミ 受セソタ"マチ 取普通 6869279 人カ)ヒラノシヨウリ"様 登録番号 0002			
ご依頼人 電話番号	[REDACTED]	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号	4000056	*	*

\*印紙税を封印しない場合は\*印で消しております。 →

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017	[REDACTED]		*****
取扱店	お取引日	時刻	
38804	04-02-25	15:35	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		
*****	*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 千 千 千	認証 (支) (支) (支)	電信	
お振込明細またはご案内			
おタ"イイチカソキ"ヨウシソクミ 受セソタ"マチ 取普通 6869279 人カ)ヒラノシヨウリ"様 登録番号 0002			
ご依頼人 電話番号	[REDACTED]	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号	600001	*	*

\*印紙税を封印しない場合は\*印で消しております。 →

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017	[REDACTED]		*****
取扱店	お取引日	時刻	
38805	04-03-30	11:33	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		
*****	*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 千 千 千	認証 (支) (支) (支)	電信	
お振込明細またはご案内			
おタ"イイチカソキ"ヨウシソクミ 受セソタ"マチ 取普通 6869279 人カ)ヒラノシヨウリ"様 登録番号 0002			
ご依頼人 電話番号	[REDACTED]	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号	300024	*	*

\*印紙税を封印しない場合は\*印で消しております。 →

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事  
取引会社：株式会社M A R U W A  
不動産事業部 ■■■・■■■  
TEL : 03-5638-1677

## 消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	一円	一円
水道代	700円	700円
消費税	一円	一円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	(登記簿)	朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造／亜鉛メッキ鋼板葺／(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
	契 約 面 積	29.65m <sup>2</sup> (8.97坪)		
	附 属 施 設	無		

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として

### 頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	正面入口 本		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支 払 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	口座名義			
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

**頭書(5) 借主緊急連絡先**

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]
	(自宅) TEL	[REDACTED]
	(勤務先) TEL	[REDACTED] (会社名・部署名)
	(携帯) TEL	[REDACTED]

**頭書(6) 貸主及び管理業者**

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理業者	商号又は名称 貸主にて自主管理 株式会社平野商事
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室 TEL 090 (4590) 2797
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

**頭書(7) 乙の債務の担保**

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名 する保証	[REDACTED]
		主たる事務 所の所在地	[REDACTED]

**頭書(8) 更新に関する事項**

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。
---

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年7月19日

甲・貸主	氏名 株式会社 平野商事 代表取締役 張	TEL [REDACTED]
	住所 〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8 TEL・FAX 03-6204-2907	[REDACTED]
乙・借主	氏名 松井弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	[REDACTED]
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	[REDACTED]

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL 03-5638-1677	商号又は名称 株式会社MARUWA	主たる事務所所在地・TEL	商号又は名称
	代表者の氏名 田中 茂穂		代表者の氏名	( ) 第 号
	免許証番号 東京都知事(2)第93986号		免許証番号	( ) 第 号
	免許年月日 平成29年3月16日		免許年月日	
宅地建物取引士	氏名 [REDACTED]		氏名	( ) 第 号
	登録番号 [REDACTED]		登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する事務所名 株式会社MARUWA	事務所所在地 東京都墨田区立川3丁目3番8号 TEL 03-5638-1677	業務に従事する事務所名	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号	
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	------------

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円(別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限: 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	金融機関: 1. 口座振替 2. 振込み 口座番号: 口座名義人: TEL:
3. 持参	持参先:

### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6)連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事 TEL 090-4590-2797	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松井弓美 TEL [REDACTED]	
	住所 [REDACTED]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant 事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	代表取締役 望月 誠
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED] 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

整理番号	122
------	-----

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	
9:資料購入・作成費	10:交通費	
8:事務費		

支出年月日	□□4年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円 □□□49500
使 途	政務活動費 貨料(3月分) (接分した場合の積算方法)		
領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団 埼玉県議会議員 千葉 達也	

キャッシュサービスご利用明細		
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。		
 埼玉りそな銀行		
取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56704	04-02-26	12:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	印鑑認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		
角 円 角 円 角 円	円	
お振込明細またはご案内		
お受取人	電信	
[REDACTED]		
登録番号 0002		
登録番号	チハ"タツヤ様	
依頼人	印紙税申告納付につき消和	
電話番号	*印紙税を貼付しない場合は*印で消してあります。→	
取扱番号	260001	
*印紙税を貼付しない場合は*印で消してあります。→		
したか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること		
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。		

## 建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2m<sup>2</sup>(4坪)

(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで

(賃料) 月額金55,000円也(税込)

(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃借契約を締結する。

### (第1条)(使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

### (第2条)(賃借の期間)

1. 賃借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

### (第3条)(賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

### (第4条)(更新時の賃借料)

賃借料は賃借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

### (第5条)(経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

### (第6条)(権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

### (第7条)(改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準する原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。  
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつきの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならぬ。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

整理番号 114

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	3:広聴・広報活動費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
6:人件費		7:事務所費
8:事務費		
9:資料購入・作成費		10:交通費

支出年月日	1 28 4年2月28日 3 28	支出額	百万 千 円 45090
使 途	事務所駕主車場代 $16,700 \times 0.9 = 15,030 \times 3, 12$		

## 領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井弘

13 04-01-28 振替	*16,700 RKS(カツミカイ)ワツ
12 04-02-28 振替	*16,700 RKS(カツミカイ)ワツ
11 04-03-28 振替	*16,700 RKS(カツミカイ)ワツ

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場			駐車位置	[REDACTED]	番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1							
賃料	金 16,500 円也	内消費税	1,500 円	更新料		ヶ月分 (税別)		
敷金	金 円也	保証金	円	礼金		円		
契約車	車種 社用車	色		登録番号				
契約期間	2020年11月12日	から	2022年11月11日	迄				
賃貸人	[REDACTED]	を甲とし、賃借人	松井弘政活動事務所	を乙とする。				

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。  
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。  
乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。  
本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。  
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。  
 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。  
 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。  
 四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。  
 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。  
 六、その他本契約に違反した時。  
 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫)  
又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壱ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え  
壱ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。  
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出るものとする。  
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壱ヶ月前までに届出すること。  
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。  
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。  
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。  
敷金返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

### 第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盜難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

### 第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準備構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
  - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
  - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各窓口を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256

勤務先名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

勤務先住所 [REDACTED]

緊急時連絡先 住所 [REDACTED]

緊急時連絡先 氏名 松井弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011

かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己

免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号

登録番号 [REDACTED]

宅地建物取引士 [REDACTED]

整理番号

フラン

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円
使 途	事務所駐車場代 (3月分) 12,000円 × 8/10 = 9,600円		
※政務活動費を充当した金額を記載			
政務活動に使用する割合が 8% 以上であるため			

## 領収書等貼付欄



とちぎんをご利用いただきありがとうございます。ただいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。

お取扱日	お取扱店	通 番	銀行番号	支店番号	口 座 番 号	お取引種類
040228	0026	053	0517	■■■	***	お振込み
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500 100 50 10 5 1	お取引金額
3251						¥12,100
お取引時刻	通 番	手 数 料	お つり	お 取 引 後 残 高		
18:18	009884	¥330				

TOCEN 栃木銀行

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

3月分 駐車場代

南越谷支店

埼玉りそな銀行  
普通 口座番号1442614  
ブンカエステート(カ 様へ  
アサイ アキラ 様から  
電話番号048-962-5777

振込通番000289

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5  
 名 称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー )

賃 料： 売ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和3年5月1日より令和4年3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一者ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものでないこと。
  - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。

- ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は各月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

#### 特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

#### 受取人

口座名義人

上記契約の趣として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各寄通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主（甲） 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
文化エステート株式会社  
氏名 代表取締役 中山 審子  
電話 048-985-6134

借主（乙） 住所 越谷市越谷1丁目8番6号  
氏名 沢井 明  
電話 048-962-5227

整理番号

# 政務活動費 領收書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
	5:広報費	
	6:人件費	7:事務所費
		8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	□□年□□月□□日 14年2月28日	支 出 額	百万 千 円 61,200
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所・駐車場・賃借料 △和14年3月分	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため	
領 収 書 等 貼 付 欄	達澤圭一郎	68,000 × 0.9 = 61,200	埼玉県議会自由民主党議員団

22-2-28チシリョウトウ

68,000

（五）

●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。  
(ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)

支店 22.2.28 デビューハウジ-

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 更新契約書（住宅）

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 逢澤 壱一郎 [REDACTED] は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約（令和元年06月01日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

&lt;物件の表示&gt;

所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類	マンション
名称	加藤コーポラス	部屋番号	0101
構造	鉄筋コンクリート 造 陸屋根	地上	4階 地下 階建

第1条（賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料）更新後の賃貸借契約期間は令和03年06月01日から令和05年05月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条（月払金）月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条（その他）本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021年6月/日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 逢澤 壱一郎

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

&lt;緊急連絡先&gt; 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED]

&lt;更新時現在の入居者の表示&gt;

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 壱一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[REDACTED]

株式会社タクミ  
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル

電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

## 更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 遠澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円 (更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1.00ヶ月分・消費税別途)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--	---------	-----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円 (消費税別途)
--------	-----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000 円	0円	0円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 遠澤 圭一郎

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	普通自動車
登録番号	[REDACTED]	メーカー名	ホンダ
車名	ステップワゴン	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

株式会社タイナ  
川口営業所 住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル  
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

20-03-19改

物置下: [REDACTED]

賃貸契約No. [REDACTED]

契約者コード: [REDACTED]

使用者コード: [REDACTED]

整理番号 159

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	<input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="2"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日	支 出 額	百万 千 円 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
使 途	政務活動費 3月分 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>		

領収書

No. 678

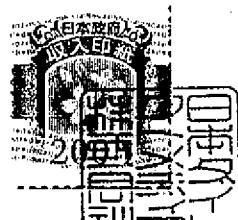
領収日 2022年02月28日

関根信明様

金額 50,000 円

22年3月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領收回りました。



内訳

税抜金額:

50,000円

消費税額等:

0円

〒331-0828  
 埼玉県さいたま市西区日進町2-789  
 みらい日進

日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

閔根信明 様

日付 : 2022年02月28日

請求書番号 : 678

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレクト  
〒331-0823  
埼玉県 さいたま市浦和区南浦和2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2022年3月分 政務調査事務所家賃（光熱費込）	1ヶ月	50,000	50,000

備考欄

（This section is a large empty box for notes or remarks, indicated by the underlined "備考欄".)

整理番号 433-1

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p><b>【経常的経費】</b></p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---------------------------------	--

支出年月日	□4年□3月□1日	支出額	百万 千 円 □□□□-□□
<small>*政務活動費を充当した金額を記載</small>			
使 途	<p>事務所家賃( 3ヶ月分 )          政務活動の使用する割合が8/10のため          自民党越谷支部ご 扱 66550円 × 8/10 = 53240円</p>		

<b>領 収 証</b>		007267
No. _____		
<u>浅井 明 様</u>		2022年 3月 19 日
金額		53240円
¥ 133,100 -		200円
但し森田ビル 201 3月分賃料 3/1入金		200円
上記の金額正に領収いたしました		200円

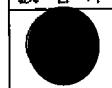
内 訳  
 税抜金額  
 消費税額等( % )

**BEST HOUSING**

株式会社ベストハウジング

- |                                     |        |  |
|-------------------------------------|--------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 本 社    | 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号<br>TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029   |
| <input type="checkbox"/>            | 獨協大学前店 | 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号<br>TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582   |
| <input type="checkbox"/>            | 草 加 店  | 〒340-0034 埼玉県草加市米川町2129番地1<br>TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140  |
| <input type="checkbox"/>            | 竹の塚店   | 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号<br>TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403 |
| <input type="checkbox"/>            | 北千住店   | 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8<br>TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885   |

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

# 建物賃貸借契約書(事業用)

**頭書****(1) 賃貸借の目的物**

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2 階部分	35, 34 m <sup>2</sup>

**(2) 使用目的**

県政事務所
-------

**(3) 契約期間および契約期間内の解約**

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

**(4) 費料等**

賃料	月額 117,700 円 ( 内消費税等 10,700 円 · 税率 10 % )	
共益費(管理費)	月額 15,400 円 ( 内消費税等 1,400 円 · 税率 10 % )	
保証金(敷金)	321,000 円 貸料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金) の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	
礼金	× 円	
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を 每月 27 日までに支払う
	■ 振込 □	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主 持参先	

**(5) 貸主**

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

\*貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

233-3

## (6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

## (7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有・□ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ヶ月分 □	円

## 特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年 6月 7日

貸主 住所

氏名

電話番号

借主

住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名

電話番号 048(962)5777

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介 ■ 代理

取引態様 □ 媒介 □ 代理

免許証番号

国土交通大臣(4) 第

6029

号

免許証番号

第

号

事務所所在地

埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号

株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号

登録番号

第

号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

印

印

印

整理番号 

2	3	4
---	---	---

 - 1

ちようふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	
9:資料購入・作成費	8:事務費	
10:交通費		

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円 □□□ □□□
使 途	事務所看板代(3月分) $5,500 \text{ 円} \times \frac{8}{10} = 4,400 \text{ 円}$		
※政務活動費を充当した金額を記載			
※政務活動に使用する割合が8%以上であるため			

### 領 収 証

No. 007270

浅井 明 様

2022年 3月 19日

金額

¥ 5,500-

但し森田ビル 201 3月份看板代を2 3/1入金

上記の金額正に領収いたしました

取 入  
印 紙

内 訳

税抜金額

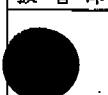
消費税額等( %)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分 35,34 m <sup>2</sup>	

## (2) 使用目的

県政事務所
-------

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		
賃主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、賃主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

## (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	( 内消費税等 10,700 円 · 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額 15,400 円	( 内消費税等 1,400 円 · 税率 10 % )
保証金(敷金)	321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金) の償却・敷引	1. 賃主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債務を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 賃主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、賃主の住所又は賃主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
礼金	円	円
支払時期	翌月分を 每月 27 日までに支払う	
■ 振込口		
振込先金融機関名・支店名		口座種別
口座番号		口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

## (5) 賃主

賃主	氏名		電話	( )
	住所			

※賃主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

## (6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

## (7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有・□ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1ヶ月分	□ 円

## 特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年 6月 7日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名 レネ井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

## 宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介 ■ 代理

取引態様 □ 媒介 □ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-1

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号

登録番号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

整理番号

165

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費	
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費	
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費	
<b>支出し年月日</b>		
	<input type="text"/> 4 年 <input type="text"/> 3 月 <input type="text"/> 3 日	<b>支 出 額</b> 百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> 9 9 0 0
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>		
<b>使 途</b>	事務所自動ドア修繕費	政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため

<b>領 収 書 等 貼 付 欄</b>	③事務所自動ドア修繕費として
<b>領 収 証</b>	

あら川一徳県政調査事務所様

令和4年3月3日

			4	1	1	○	○	○
--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し

上記の金額正に領収いたしました

有限公司 枝木屋

〒364-0007 埼玉県北本市東間1-1-1  
 TEL 048(592)3351  
 FAX 048(592)2407

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 **298**

# ちょうふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費	
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費	
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費	
<b>支出し年月日</b> <b>4年5月7日</b> <b>支出額</b> <b>百万 千 円</b> <b>1128</b> <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>		
<b>使 途</b>	ダスキンレンタル代 $2255 \times \frac{1}{2} = 1128$	

**領収書等貼付欄**

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

**小島信昭**

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名

小島 信昭 様  
ポイントカード**納品・請求書  
兼 領 収 書**

株式会社ダスキンサーブ北関東支店  
 ダスキン宮原支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

No.100309093000

発行日 2022年3月7日 次回訪問日 2022年4月4日 取引現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	825	1	1	825		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770		

印紙  
5万円以上  
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	確認サイン	
					担当者名	
	2,050	205	2,255	2,255		

DUSKIN DUet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

260

(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 106

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ち ょ う ふ

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 <b>【経常的経費】</b> 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成 10 : 交通費									
	4	1	7	日	他	支出額	百万	千	円	
							1	4	9	6
	※政務活動費を充当した金額を記載									

支出年月日	4 1 7 日 他	支出額	百万 千 円 1 4 9 6
使 途	ダスキン使用料 (按分の積算方法 1,870 円 × 8/10)		

**領 収 書 等 貼 付 欄**

但し、ダスキン 1月分～2月分として  
埼玉県議会自由民主党議員団



No. 0000884381

神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

担当

品名	数量	支 払 額	前回残	今回残	今回残
FM-DF プロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85			

印紙 6万円以上 貼付	領收書 935 ←
-------------------	--------------

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）。  
※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 106 - 2

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。



No. 0000888305  
神尾 たかよし 様

ダスキン マルシング

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年 2月 4日 次回は 月 日

曜日

担当

品名	数量	単価	税込金額	税込合計	支拂額	残額
FM-DF フロアーモップF	1	935	1	935	935	0
* 納品合計10% * 納品合計10%		935 内消費税 ***	85	1490		

印 照  
5万円以上  
貼 紙

935

納品元印影

整理番号 223

ちようふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	04年03月08日	支 出 額	百万 千 円 1 9 3 6
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載 事務所玄関マットリース代 $2420 \times 0.8 = 1936$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため		

## 領 収 書 等 貼 付 欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一 事務所様  
鶴巣市東3-11-18-103

納品日 04年03月08日 次回訪問日 05月09日 C支 009998W  
取引 (現金)

納品・請求書  
兼 領 収 書

TEL: 048-541-8110

ダスキン 鴻巣

有限会社クリーンショップ

〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32

TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定期		納品・回収訂正	訂正数
				区分	数量		
*WH1H 吸塵・吸水マットグレースム	2	2	1210	2	2420		

印 紙  
5万円以上

貼 付

前回未収残	合計金額		内消費税	領收額
	訂正後	合計金額		
(10%) 2,420			220	2,420

(0007172) 伝票 NO.0001034762

受取方

DUSKIN

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

□□□□9

ちょうふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費      2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費      7:事務所費      8:事務費 9:資料購入・作成費      10:交通費		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円
			※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所床カーペット
	$8296 \times 0.9 = 7466$

## 領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

**CAINZ**

川島インター店 049-299-0111

お買い物が便利になるカインズアプリ!



アプリで注文、店舗で受け取り  
お買い物が分かる  
チラシが見られる  
ポイントが貯まる  
インストールはどちらから

又	会員登録	会員登録	会員登録
商品を交換・返品の	手続きを下さい。	手続きを下さい。	手続きを下さい。
カインズお買上商品の	カインズお買上商品の	カインズお買上商品の	カインズお買上商品の
添付レシートを必ずお持ち下さい。	添付レシートを必ずお持ち下さい。	添付レシートを必ずお持ち下さい。	添付レシートを必ずお持ち下さい。
ご了承下さい。	ご了承下さい。	ご了承下さい。	ご了承下さい。

2022年3月10日(木)	13:45	
069	タブカーペット	¥7,950
699	タブカーペット	¥7,950
	値下げ	-¥3,980
	50%	-¥3,980
49551414842800000502		¥198
086	23トートバッグ	¥980
089	トートイレマット	¥980
089	トートクリーナー	¥498
023	ガムメッシュジップ	¥598
023	サワリ	¥248
086	ジヤビカ透明	¥1,195
023	サワリ	(2個) ¥596
10点/小計	¥8,301	¥754
内消費税等	¥6,301	¥301
(10%対象合計)		
合算現金	¥10,000	¥1,700
お釣り		

$$8301 - 5 = 8296 \text{ 円}$$

\*領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

\*按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

⑥ サンダルは未使用との使用す

整理番号 184

# 政務活動費 領收書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円 □□□□□□□□
使 途	事務訪問客用駐車場賃借料 (2022年4月分～2023年3月分)		

領收書等貼付欄

## 二 利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-03-10	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N033	* 52,000	
	残高	
送金料金	* 440 円	
振込予定日	04-03-10	
タケウチ マサフミ		

$$\textcircled{2} \text{ 借 } 4.000\text{円} \times 12\text{月} = 48.000\text{円}$$

更新料 4,000 円

送金判 440 円

合計 52.440円

③ 事務所來客用馬主車場賃借料  
として

ご利用いただきましてありがとうございました。

—ゆうちき銀行—

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 184-2

## 駐車場 貸貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と借主 武内政文 (以下「乙」という。) は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする貸貸借契約を締結した。

## (1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2
	名 称	町田駐車場 指定場所 N.o. [REDACTED]

## (2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ シャトル	登録番号 [REDACTED]
---------	----------	-----------------

## (3) 契約期間

契約期間	2022年 4月 1日 から 2023年 3月31日までの 1 年間
------	------------------------------------

## (4) 貸料

賃料(駐車場使用料)	月額 4,000円(消費税含)

支払期限： 1. 每月末日までに翌月分を支払う。 ② 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支 払 方 法	1. 口座振替	金融機関： [REDACTED] 口座番号： [REDACTED] 口座名義人： [REDACTED] 電話番号： [REDACTED]
	② 振込	※振込手数料は、借主負担とする。
	3. 持参	持参先：

## (5) 貸主及び管理者

貸 主	氏名 [REDACTED]
	住所 〒 [REDACTED] 電話 [REDACTED]

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908番地15 電話 049-292-3405

## ※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名 [REDACTED]
	住所 〒 [REDACTED]

整理番号/84-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の一ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2022年3月10日

甲(貸主)	氏名	代理人	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]			
乙(借主)	氏名 (商号及び 代表者)	武内 政文	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地			
緊急連絡先	氏名	武内まちみ景政調査事務所	電話	049-292-2802	
	住所	入間郡越生町越生895			

宅地建物 取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事(5)第23444号		
宅地建物 取引士	氏名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

## 契約条項

### (契約の締結)

**第1条** 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、上記(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、上記(2)の車両の駐車場として使用することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

**第2条** 契約期間は、上記(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議のうえ本契約を更新することができる。

3 乙は、本契約が更新される場合は、上記(6)に記載の更新料を甲に支払うものとする。

### (賃料)

**第3条** 乙は、上記(4)の記載に従い、賃料(駐車場使用料)を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、協議のうえ賃料を改定することができる。

一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三 近傍類似の用途に利用する土地の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

### (禁止又は制限される行為)

**第4条** 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の上に工作物の設置を行ってはならない。

乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 駐車場内に乙以外が所有する自動車その他物品を置くこと。

二 駐車場内において有害、危険若しくは近隣の迷惑となる行為をすること。

### (乙の管理義務)

**第5条** 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

### (契約期間中の補修)

**第6条** 甲は、費用が軽微な補修を除き、乙が本物件を使用するために必要な補修を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった補修に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が補修を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該補修の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、費用が軽微な補修につき自らの負担において行うことができる。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて、甲に損害が生じたとき乙はこれを賠償する。

### (契約の解除)

**第7条** 甲は、乙が賃料の支払いを2か月以上怠ったときは、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは本契約を解除することができる。

甲は、前項の場合を除き乙が本契約に定める義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

### (解約)

**第8条** 甲又は乙は、相手方に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項に規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料相当分を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

### (明渡し及び明渡し時の補修)

**第9条** 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

2 乙は、第8条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

3 乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

### (甲の通知義務)

**第10条** 甲は、次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更

二 上記(5)に記載した管理業者の変更。

### (乙の通知義務)

第11条 乙は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 1ヶ月以上の不使用

二 住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更

(延滞損害金)

第12条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅延したときは、年14.5%（年365日）の割合による延滞損害金を甲に支払うものとする。

(賠償責任)

第13条 乙又はその関係者の故意、過失により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動車等に損害を生じさせたときは、乙は自己の責任をもって解決にあたるものとし、甲に対し一切迷惑をかけないものとする。

(免責事項)

第14条 甲は、甲の過失なく駐車場内で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故、火災、天災等による事故損害に対して、その責任を負わないものとする。

(協議)

第15条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について、疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第16条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第17条 特約事項については、上記（7）に記載するとおりとする。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第18条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらの準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例)

第19条 乙は、本物件を「埼玉県焚く物の濫用の防止に関する条例」第2条各号記載の薬物（大麻、覚醒剤、麻薬、あへん、毒物及び劇薬、指定役物等の法令上の規制薬物のほか、いわゆる危険ドラッグを含む。）の製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的での貯蔵・陳列又は使用することを目的とした場所の提供のために使用してはならない。

甲は、乙が前項に違反したときは、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。

整理番号 

			/	4
--	--	--	---	---

ちょうふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
		3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】		
		6:人件費 7:事務所費 8:事務費
		9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>4</td><td>年</td><td>3</td><td>月</td><td>13</td><td>日</td></tr></table>	4	年	3	月	13	日	支 出 額	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr><tr><td>7</td><td>1</td><td>64</td></tr></table>	百万	千	円	7	1	64
4	年	3	月	13	日										
百万	千	円													
7	1	64													
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載														

## 領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

**CAINZ**

川島インター店 TEL049-299-0111

お買い物が便利になるカインズアプリ  
 ・アプリで注文、店舗で受取り  
 ・在庫が分かる/売場が分かる  
 ・チラシが見られる  
 ・ポイントが貯まる  
 インストールはごちらから⇒



細

## 〔振込手数料〕

< 令観 又  >  
 カインズお買上商品を交換・返品の際はレシートを必ずお持ち下さい。  
 ご了承下さい。

2022年3月13日(日) 16:24

069 タイルカーペット ¥15,920  
 (2個 X 単7,960)  
 値下げ 50% -¥7,960  
 4937141418428030000502

2点/小計 ¥7,960  
 内消費税等 ¥723  
 (10%対象 ¥7,960 ¥723)

合計 ¥7,960  
 現金 ¥10,000  
 お釣り ¥2,040

合は、別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③支払方法、④発行者、⑤宛名が記載され、⑥何に支出されたか分かるような記載は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

⑨事務所内の敷地内に使用

整理番号 164

# ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費	
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費	
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">3</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">14</span> 日		3 4 6
		※政務活動費を充当した金額を記載 385 × 0.9 = 346.5
<b>使 途</b> 備品(レンタルマット) 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため		
<b>領 収 書 等 貼 付 欄</b>		

## 領 収 書

2022年03月14日 11:08

No.2152680

新井一雄県政調査事務所

お問合せ番号 ■■■■■

住所： 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付：2011/08/26

配達日付：2022/03/14

順番：017-50

設置場所：

9時半～17時半 土日休

ユニオンマット販UNHS @350 ¥350

小計：	¥350
消費税：	¥35
合計：	¥385

備考：

株式会社クリーン・モア  
 お問合せ先：本社サポートセンター  
 〒123-0864  
 東京都足立区舎2丁目27番地9号  
 TEL: 03-3857-2233  
 FAX: 03-3857-1233  
 締日: 0  
 集金日: 0  
 ルート: C1105  
 次回ルート: C1105



101 - https://www.morawara.net/in  
 営業担当  
 配達担当

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 147

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	□4年□3月□16日	支出額	百万 千 円 □□80325
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所契約更新料金		
領 収 書 等 貼 付 横		政務活動に使用する割合が9/10以上あるため	

No. 15,786

預り・領収証

埼玉県議会議員 荒木 裕介 殿

金額

¥89,250\*



所在地	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10	
貸主	(有)村田管理サービス	
物件名称及び号室	ロイヤルコートムラタ	100号室

3 月 家 賃		
	小計	
4 月 家 賃		
	小計	
契 約 一 時 金	預り金( 更新事務手数料 )	19,250 円
	預り金( 契約更新料 )	70,000 円
小計		89,250 円
小計		89,250 円
仲介手数料(消費税込み)		
合 計		89,250 円

但し、  
別紙重要事項説明書記載の物件に対する賃貸借契約成立による  
左記充当金としてお預り致しました。

尚、新築又は建築中、又は空予定の物件に於ては、天候その他の都合で  
多少入居の遅れことがあります。予めご諒承下さい。

建設省告示第1552号により、手数料は家賃の( )ヶ月分を予告し  
承諾を得ました。

2022年3月16日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷 5-2-2  
〒338-0013  
株式会社グッドステイホーム  
TEL 048-851-5551  
FAX 048-851-5552



責任者	担当者
[Redacted]	[Redacted]

# 請求書

埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

2022年3月18日

入居者： 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

株式会社グッドステイホーム

物件名： ロイヤルコートムラタ

埼玉県さいたま市中央区鎌谷5-2-2

号 室： 100

担当： 島田健太郎

下記の通り御請求申し上げます。

TEL. 048-851-5551

FAX. 048-851-5552

御請求金額 89,250円

条件

賃料 ￥77,000 円  
共益費 ￥5,500 円  
水道料 ￥5,500 円

ご入金先 期日

2022.3.5迄

武蔵野銀行 北浦和西口支店

普通口座 No. 0149520

名義人： 個人グッドステイホーム

※お振込みの場合の振込手数料はお客様ご負担でお願いいたします。

	項目	金額
1	敷金(差額)	
2.	契約更新料	￥70,000
3	更新事務手数料	￥19,250
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
合計		￥89,250

整理番号 0 2 4 3

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費	
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	0 4 年 0 3 月 1 7 日	支 出 額	百万 千 円 3 7 8 0 0
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載 秩父事務所 駐車場賃借料		

領 収 書 等 貼 付 欄	政務活動に使用する割合が9/10であるため 来客等駐車場賃借料	按分率 $42,000\text{円} \times 90\% = 37,800\text{円}$	
<p style="text-align: center;">自民党県議団 領 収 証 R 令年 3月 17 日 新井こう事務所 殿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">37,800</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">但し R 3.4.1 ~ R 4.3.3 / 駐車料として 上記金額正に領収致しました</p> <p style="text-align: right;">中町会会計</p>			37,800
37,800			



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 | 185

# 政務活動費 領收書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【経常的経費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円
	□□□□□□	□□□□□□	□□□□□□
使 途	事務官家賃(4月分) 60.440 × 0.9 = 54.396 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため <送金料を含む>		

### ご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

\*領収書等には、①年月日、②金額、③用途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）。

※ 指定した場合は、積算方法を明白に記載すること。

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、[REDACTED]（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文

(乙) [REDACTED]

整理番号 


 184

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費      2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費      7:事務所費      8:事務費 9:資料購入・作成費      10:交通費		

支出年月日 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">4</span> 年 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">3</span> 月 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">17</span> 日													支出額 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">4203</span> 円												
使途 <span style="font-size: 1.5em;">2月份事業、ゴミ処理代</span>	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $270 \times 0.9 = 243$																								

<b>MIZUHO</b> みずほATMコーナーご利用明細票 <small>ご利用ありがとうございます。 内容をご確認のうえ、必ずお持右添りください。</small> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-top: 5px;">         お取引日 <input type="text" value="2022-3-17"/> 振込・振替先の口座番号 <input type="text" value="0178856"/> 普通          お取引番号 <input type="text" value="0001-"/> お取引口座番号 <input type="text" value="*****"/>          振込手数料 <input type="text" value="270"/> お取扱店番号 <input type="text" value="*****"/> お取引金額 <input type="text" value="4,400"/>          お取扱店名 <input type="text" value="電信振込"/> お取引後枝端          時刻 <input type="text" value="1454**0-075200-10229977"/> 三郷          利用手数料 <input type="text" value="1454**0-075200-10229977"/> 三郷支店          電信振込 <input type="text" value="*****"/> 三郷支店          現金感覚で使えるみずほJ.C.B.          ピクシト取扱中! カわいは窓口まで          亀有信用金庫          三郷支店          ユモセイソウ様          アイカワ・イイテロウ様          発行番号 81317075200001K          7902 0007469970       </div>	<span style="font-size: 2em;">逢澤一郎</span> 埼玉県議会自由民主党議員団 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">         別紙明細       </div> <div style="margin-top: 20px;">         ￥270 [振込手数料]  <hr/>         しないこと。          が足りない場合は、別紙を使用すること。          (背)を付すこと。       </div>
---	---

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 184-2

お客様コードNo. [REDACTED]

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書

(発行日 4年3月3日)

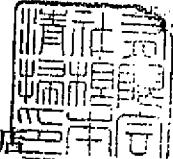
No.

有限会社 根本清掃

〒341-0044  
埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL: 048-955-2466  
FAX: 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店  
普通口座 0178856



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。( 4年2月28日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商品名	数量	単位	単価	金額
4 228	294	ゴミ処理代基本料2月分	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			×御買上額:	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額:	4,000)			400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額:	4,000)			400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		直引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2022年3月17日

NO. \_\_\_\_\_

¥ 4400 -

但し2月分事業ごみ代

上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400 -  
現金 \_\_\_\_\_  
小切手 \_\_\_\_\_

屎尿浄化槽維持管理士  
三郷市指定一般廃棄物処理  
屎尿浄化槽清掃業者  
有限会社 根本清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256  
TEL (048) 955-2466  
FAX (048) 956-6197



収入  
印紙

係  
100853

整理番号

507

# ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	□4年□3月□23日	支 出 額	百万 千 円
使 途	事務所家賃(平町事務所) $80,440 \times 0.8 = 64,352$		

**小島信昭**

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上あるため

年 - 月 - 日	摘要	お支払金額	お預り金額
1 04-03-23	・送金	*80,000	
2 04-03-23	・手数料	*440	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

<b>キャッシュサービスご利用明細</b>		
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。		
取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57102	04-03-23	08:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)	お 扱 り	
*****	*****	
お取引現金内訳	認証	
(1万円) (5千円) (1千円)	(1万円) (5千円) (1千円)	
お振込明細またはご案内	電信	
お受取人		
登録番号 0001		
ヨリマノアキ様		
電話番号 048-758-1624	印紙税申告納付印	
取扱番号 300003	印紙税未納場合は印で消してあります。→ 印紙税承認済	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」)、  
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	埼玉県議会自民党議員 小野 修郎	TEL	048-758-1624
	住所	339-0074 埼玉市岩槻区本郷 298-5		
連帯保証人	氏名	別紙	印	TEL
	住所			

A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	
	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538 (有)宝来屋不動産商会 関根 正之		
	免許証番号	免許証番号	大臣 ( ) 第 号
	免許年月日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	氏 名	
	登録番号	登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	
	(有)宝来屋不動産商会 さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538		

\*印は実印

\*この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## (更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

**貸主** (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島・信昭(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に掲示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

名 称	高崎ビル1階賃事務所		
所在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)		
物 構 造	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨・鋼板造・その他( )/ (.3)構造/全( )戸		
種 類	事務所	新築年月	平成11年4月
面 積	29.75 m <sup>2</sup>	面積単位	
附 属 施 設			

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること。)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

## 頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期

## 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (消費税別等)	80,000 円 (實料 1ヶ月)	支払日	家賃 保険料	支払日
敷 金	総額 80,000 円				

## その他の条件

貸与する建物 賃料等 の支払 方法	建 物 数 量 本 数	本 数	本 数
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで		
賃料等 の支 払 方 法	断 版 込 持 參 先 委 托 社 名	本 数	本 数

## 頭書(6) 債主緊急連絡先

姓 名	(姓 名)
緊急連絡先 (担当者)	(自宅)TEL (勤務先)TEL
緊急連絡先 (担当者)	(携帯)TEL

頭書(6) 賃主及び管理業者	(有) 宝来屋不動産商会
姓 名	黒川
貸 主	黒川
住所	黒川

管理業者	商号又は名称	(有) 宝来屋不動産商会
所 在 地	所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
資 本 金	資本金	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員である場合に記載

管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・登録番号)
所 有 者	氏名	※賃主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

## 頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	既連結保証人	氏名	小島 信昭
(本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の本 項を記載する)	口家賃債務保 証会社の是保 する保证	家賃債務保 証会社名	主たる事務 所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項	※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。
----------------	--

## 頭書(9) 特約事項

一、過去時は、スケルトンにて明渡しする。
----------------------

整理番号 109

# ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
6:人件費		
7:事務所費		
8:事務費		
9:資料購入・作成費		
10:交通費		

支出年月日	04年03月23日	支 出 額	百万 千 円
使 途	駐車場更新料 $22,000 \times 0.9 = 19,800$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		
領 収 書 等 貼 付 欄			

内 訳	No. _____ 登録番号 _____	
現 金	金 額	1922000-
小 切 手		
手 形		
税率	金額 (税抜・税込)	-
%	消費税額等	
税率	金額 (税抜・税込)	-
%	消費税額等	
但、次者ハ「キンケ」No.1 更新料と更新率務手取料にして 2022年3月23日 上記正に領取いたしました		
埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22番1号 <b>リアルホーム株式会社</b> 代表取締役 <b>野澤忠教</b> 		

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 賃貸借契約更新通知書

2022年3月3日

須賀敬史様

物件名称: 浅香パーキング  
 所在地: 〒335-0004 蕨市中央1丁目15-20(地番)  
 車種: ホンダ・シャトル / [REDACTED]

毎度格別のお引き立てを賜りまして誠に有り難うございます。  
 さて、上記物件の賃貸借契約期間が2022年4月27日で満期となります。

更新の有無をお手数ですが、3月15日までに担当者までご連絡下さい。

また、更新の場合は費用はお振込、書類は郵送させていただきます。

[契約更新条件]

新賃料	20,000円
消費税(10%)	2,000円
*新合計賃料 22,000円	

\*賃料の変更はございません。

[更新時に必要な費用] \*振込期限: 3月31日迄

・更新料 (新賃料の0.5ヶ月分)	11,000 円
・更新事務手数料 (新賃料の0.5ヶ月分)	11,000 円
合 計	22,000 円

\*恐れ入りますが振り込み手数料はお客様のご負担でお願い致します。 3/23

◎更新費用の振込先 (ご持参も可。) 振込

埼玉りそな銀行  
 (口座名義人)

リアルホーム株式会社

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町22番地

TEL: 048-887-8366

FAX: 048-887-8366

担当: [REDACTED] (2-13)

整理番号

336

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費	
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	04年03月24日	支 出 額	百万 千 円 5564
使 途	タクシ代	※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $6182 \times 0.9 = 5564$	
領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団	

宛さま名  
木功介事務所 様さいたま市浦和区常盤2丁目  
9-19

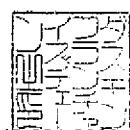
発行日 2022年3月24日 次回訪問日 2022年4月20日 取引現金

納品・請求書  
兼 領 収 書株式会社スタート  
タスキン江戸支店

〒334-0074 川口市江戸3-9-9

TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889

No.100258832000



商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品額		納品回収訂正額	備考
				販売額	税込額		
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1	1	1020	1	1020
吸塵・吸水マットS・R(抗ウイルス)	DWSR	4W	1	1	1430	1	1430
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1	1	1672	1	1672
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	1	1	825	1	825
フロアモップG	FM-DG	4W	1	1	935	1	935

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領收額
	訂正後税抜金額	訂正後消費税	訂正後合計金額	訂正後領收額
	5,620	562	6,182	6,182

確認サイン

担当者名

100

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 128

ちようふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費  <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費  <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費  9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	支 出 額	内訳
□□年□□月□□日	百万 千 円 □□□□□□□□	※政務活動費を充当した金額を記載
使 途  <i>政治活動費 資料(4万)</i> (按分した場合の積算方法)	支 出 額 55.000	政務活動に使用する割合が <i>10/10</i> 以上であるため <i>55.000 × 0.9 = 49.500</i>

## 領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

## キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56701	04-03-25	09:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	印鑑認証	
(1万円) 円 (5千円) 円 (1千円) 円	印鑑認証	
お受取人	電信	
お振込明細またはご案内		
登録番号 0002		
チハ" タツヤ様		
依頼人	電話番号 [REDACTED]	印紙税申告納付につき消和 税務署承認済
依頼人	取扱番号 250001	

*55.000**0* [振込手数料]*55.000*

を使用すること。

\*領収書等には、①年月  
者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

支出されたか分かるような記載)、④発行

## 建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2m<sup>2</sup>(4坪)

(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで

(賃料) 月額金55,000円也(税込)

(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

### (第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

### (第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

### (第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

### (第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

### (第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その賃室の使用に付隨する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

### (第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

### (第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス、水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準する原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。  
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつきの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負償事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕をする箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならぬ。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

整理番号 **308**

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	<b>□4年□3月□25日</b>	支 出 額	百万 千 円 <b>□□□4400</b>
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	<b>駐車場代(平野事務所)</b> $5,500 \times 0.8 = 4,400$		

**領 収 書 等 貼 付 欄**政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

小島信昭様

4年3月25日

★ 5500円

但 4月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( % )

(うな記載)、

□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□
------------	------------

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区域(1区画分)  
(小島信昭様)

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 小島信 [REDACTED]

(X-カー車種)三菱 エクリクシルバー

(ナンバー) [REDACTED]

## 駐車場賃貸借契約書

### 第8条 (原状回復)

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

### 賃貸人：[REDACTED] と、賃借人：[REDACTED] とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

#### 駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6~1~8  
区画 [REDACTED] 賃借人免込・様置区分：[REDACTED]

#### 第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。  
メーカー：スズキ 車種：エアリヤワゴン ナンバー：[REDACTED]  
指定セキュリティ：[REDACTED] 賃借人指名：[REDACTED] に車両のみで駐車する。

#### 第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也どし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

#### 第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

#### 第4条（契約期間）

1.契約期間は、平成31年3月／日から平成31年3月30／日までとする。  
2.契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

#### 第5条（契約の更新）

1.賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

#### 第6条（賃貸債務）

賃借人は、同業者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

#### 第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

### 第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があつたときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヶ月分以上怠つたとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲度、転貸又はこれらに準ずる行為があつたとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があつたとき
- ④ その他本契約に違反したとき

### 第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもつて第一審の管轄裁判所とする。

### 第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑惑が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

平成31年3月30日

賃貸人：住所 [REDACTED]  
氏名 小島信昭

賃借人：住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

整理番号 

2	3	7
---	---	---

 -1

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費      2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費      7:事務所費      8:事務費 9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	0 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>4</td></tr></table> 年 0 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td></tr></table> 月 2 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>8</td></tr></table> 日	4	3	8				
4								
3								
8								
支 出 額	百万 千 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td>6</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$ )			6	4	0	0	0
		6	4	0	0	0		
使 途	4月分事務所賃借料							
支 出 先								

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 更新 (事務所) 契約書 賃貸借 事業用 事

中堅改、塙一（以下「乙」という。）は、この要約書により、不動産に表示する賃借契約を解消した。

第五章 頭書(5) 先絡急聚生髓

貸主		以下「甲」という。)と借主 中屋敷 淳一(以下「乙」という。)は、この契約書により 頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。																																	
頭書(1) 目的物件の表示																																			
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="3">森田東洋事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸契約書に 添付した資料所図面に基づく場所) 面積番号( )</td> </tr> <tr> <td>所在 地</td> <td colspan="3">(住居表示) 滋賀市東3丁目11番18号(住居表示)</td> </tr> <tr> <td>(登記簿)</td> <td colspan="3">滋賀市東3丁目10番</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>木造・盤音室</td> <td>鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋構造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺</td> <td>瓦葺メッシュ鋼板塗・セメント瓦葺・施屋根・その他( )/ (1)階建/全( )戸</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>事務所(賃貸準備室)</td> <td>新築年月</td> <td>平成12年12月</td> </tr> <tr> <td>面 横</td> <td>31.77m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附 属施設</td> <td colspan="3">公営水道メーカー(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、 駐車場ベース(2台分)、電気温水器1台</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				名 称	森田東洋事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸契約書に 添付した資料所図面に基づく場所) 面積番号( )			所在 地	(住居表示) 滋賀市東3丁目11番18号(住居表示)			(登記簿)	滋賀市東3丁目10番			構 造	木造・盤音室	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋構造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺	瓦葺メッシュ鋼板塗・セメント瓦葺・施屋根・その他( )/ (1)階建/全( )戸	種 類	事務所(賃貸準備室)	新築年月	平成12年12月	面 横	31.77m <sup>2</sup>			附 属施設	公営水道メーカー(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、 駐車場ベース(2台分)、電気温水器1台			事務所			
名 称	森田東洋事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸契約書に 添付した資料所図面に基づく場所) 面積番号( )																																		
所在 地	(住居表示) 滋賀市東3丁目11番18号(住居表示)																																		
(登記簿)	滋賀市東3丁目10番																																		
構 造	木造・盤音室	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋構造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺	瓦葺メッシュ鋼板塗・セメント瓦葺・施屋根・その他( )/ (1)階建/全( )戸																																
種 類	事務所(賃貸準備室)	新築年月	平成12年12月																																
面 横	31.77m <sup>2</sup>																																		
附 属施設	公営水道メーカー(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、 駐車場ベース(2台分)、電気温水器1台																																		
事務所																																			
頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)																																			
頭書(3) 契約期間		令和1年 7月 1日から令和4年 6月 30日まで(5年間)																																	
目的物件の引渡し時期		賃貸初期開業前ににより契約の更新がされない場合は上記期間 満了までとする。																																	
頭書(4) 賃料等																																			
賃 料	月額(外構費等 6,400円)	管理・共益費	月額(内構装飾等 4円)																																
敷 金	(質料)	円	月額(内構装飾等 4円)																																
保証金	(質料)	円	月額(内構装飾等 4円)																																
その他の条件																																			
貸与する建物	建物No. 本数	毎月分を前月末日までに支払うものとします。 (但し甲様料は借主の負担とする。)																																	
建物等の支払時期																																			
賃料等の支払方法	口頭 口頭	毎月 分	前月末日までに支払うものとします。																																
支払方法	口頭	参考																																	

整理番号	2	3	8
------	---	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	04 年 03 月 28 日	支 出 額	百万 千 円 3 5 2
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	<b>4月分事務所賃借料の振込手数料</b> $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため		
-----	---	--	--

<b>領 収 書 等 貼 付 欄</b>	<p style="text-align: center;"><b>キャッシュサービスご利用明細</b></p> <p style="text-align: center;">毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。EHOME</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38042</td> <td>04-03-28</td> <td>10:08</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥80,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td>お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引現金内訳</td> <td colspan="2">認証</td> </tr> <tr> <td>(1万円) (5千円) (1千円)</td> <td>万</td> <td>千</td> </tr> <tr> <td>万 円</td> <td>千 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お振込明細またはご案内</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">電信</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">登録番号 0010</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td colspan="2">サイタマケソキ カイキ イン ナカヤシキ シ様</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="2">048-541-8110</td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">400012</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*印紙料を納付しない場合は*印で消してあります。→</p>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	[REDACTED]	[REDACTED]	取扱店	お取引日	時刻	38042	04-03-28	10:08	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥80,000	¥440	お取引後の残高(円)	おつり		*****			お取引現金内訳	認証		(1万円) (5千円) (1千円)	万	千	万 円	千 円	円	お振込明細またはご案内			電信			お受取人			登録番号 0010			ご依頼人	サイタマケソキ カイキ イン ナカヤシキ シ様		電話番号	048-541-8110		取扱番号	400012	
取引銀行	取引店	口座番号																																																					
0017	[REDACTED]	[REDACTED]																																																					
取扱店	お取引日	時刻																																																					
38042	04-03-28	10:08																																																					
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																																					
振込	¥80,000	¥440																																																					
お取引後の残高(円)	おつり																																																						
*****																																																							
お取引現金内訳	認証																																																						
(1万円) (5千円) (1千円)	万	千																																																					
万 円	千 円	円																																																					
お振込明細またはご案内																																																							
電信																																																							
お受取人																																																							
登録番号 0010																																																							
ご依頼人	サイタマケソキ カイキ イン ナカヤシキ シ様																																																						
電話番号	048-541-8110																																																						
取扱番号	400012																																																						

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 

1	6	7
---	---	---

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
[4] 年 [3] 月 [28] 日	60,000 × 0.9 = 54,000.0	[5] 4 0 0 0
使 途	来客用等駐車場賃借料(4,5,6月分) 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため	

**領 収 書 等 貼 付 欄**

**領 収 証**

新井一徳 様 4年3月28日

★ ¥ 60,000

但馬駐車場代 4,5,6月分  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( % )

内 訳

税抜金額

消費税額等( % )

〒364-0031 埼玉県北本市中央2丁目103

横山果樹園 横山

TEL 048-591-3947

登録番号 GR1018

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

192

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちようふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	3:広聴・広報活動費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	□□年□□月□□日	支 出 額	百万 千 円
			※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務所・駐車場 債借料 令和3年3月分		
	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため $68.000 \times 0.9 = 61.200$		

領 収 書 等 貼 付 欄

逢澤圭一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

22-3-28チヨウトウ	68,000

(ご説明)

支先 22.3.28 タイエバウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 更新契約書(住宅)

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 逢澤 壱一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和元年06月01日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

&lt;物件の表示&gt;

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス 部屋番号 0101	間取り 3DK
構造 鉄筋コンクリート 造 階屋根 地上 4階 地下 階建 専有面積 52.66 m <sup>2</sup>	

第1条(賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和03年06月01日から令和05年05月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料 69,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料 円 (消費税別途)
------------------------------	-------------------

第2条(月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条(敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条(その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021年6月/日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 逢澤 壱一郎

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-8211

&lt;緊急連絡先&gt; 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED]

&lt;更新時現在の入居者の表示&gt;

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 壱一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[REDACTED]

株式会社タイ

川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル

電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

## 更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 遠澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

## &lt;駐車場の表示&gt;

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの 2 年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円（更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途）	更新事務手数料	円（消費税別途）
-----	---	---------	----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円（消費税別途）
--------	----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了における残存金額、②更新における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000 円	0円	0円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2024/6月/日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 遠澤 圭一郎 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 所長議会 勤務先電話番号 048-824-2111

&lt;緊急連絡先&gt; 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

## &lt;本件自動車&gt;

車種	軽自動車	小型自動車	普通自動車
登録番号	[REDACTED]	メーカー名	ホンダ
車名	ステップワゴン	色	白

## &lt;賃借住宅&gt;

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

株式会社タイヤ  
川口営業所住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル  
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

20-03-19改

登録番号: [REDACTED]

賃貸契約No. [REDACTED]

契約者コード: [REDACTED]

使用者コード: [REDACTED]

整理番号 187

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	4年 6月 30 日	支 出 額	百万 千 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	議会議員登録料		

政務活動に使用する割合が8%以上あるため  
 $930 \times \frac{8}{100} = 74.4$

領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団
埼玉県議会自由民主党議員団		政治資金収支報告書
No.46037		別紙明細
領 収 書	様	別紙明細
関根信明事務所	様	別紙明細
搬 入 日 2022/03/30 時刻 09:47		（振込手数料）
施設名称 さいたま市西部環境センター		（振込手数料）
受 付 No. 38		（振込手数料）
計量区分 搬入 ごみ種 事業系ごみ（可燃）		（振込手数料）
車両 No. 1313		（振込手数料）
総 重 量 空車重 正味重	1,110 kg 1,060 kg 50 kg	（振込手数料）
税込金額	930 円	（振込手数料）
一般廃棄物処理手数料として上記の金額を 領収しました。		
さいたま市現金取扱員 西部環境センター 電話 048-623-4100 FAX 048-622-5353		〇〇代としてなど何に支出されたか分かるような記載。 い場合は、余白に補記すること。）
※④	1330	

整理番号 190

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	10:交通費
	8:事務費	

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支 出 額	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百 万 千 百</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4 0 0 0 0</span>
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務事務所家賃 4月 50000 × 8/10 = 40000		

領収書

No. 692

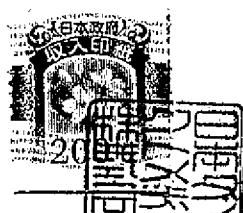
領収日 2022年03月30日

関根信明 様

金額 50,000 円

22年4月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

1331

〒331-08  
埼玉県 さいたま市北区日進町2-  
789  
みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

関根信明様

日付 : 2022年03月30日

請求書番号 : 692

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	

日本ダイレクト  
〒331-0823  
埼玉県 さいたま市桜区南浦和2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633



詳細	数量	単価	金額
2022年4月分 政務調査事務所家賃（光熱費込）	1ヶ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 

		29
--	--	----

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費	
---------------------------------	---	--

支出年月日	□□年□□月□□日	支出額	百万 千 円 □□□／□□□□□
※政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所見送り会 名前文字貼り工事 $143.000 \times 0.9 = 128700$		
<b>領収書等貼付欄</b>		埼玉県議会自由民主党議員団	

**領 収 証**

R4年 8月8日

小川在住事務所 様

¥143,000 -

但し

上記の金額正に領収いたしました



有限会社 清水テント工業

〒350-01 埼玉県比企郡川島町中山1738番地

TEL (0492) 97-0043㈹

FAX (0492) 97-0019

(田中務所見送り会・名前文字貼り工事代金とて支払われた)

\*領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

\*按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

① 東急線が全面道路と面してガスの為、移転を部分的に自腹とした必要がある為

整理番号 29 - 1

領收書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

請求書

No.

埼玉県比企郡桶川町大字中井1738番地  
有限会社清野アントラーズ  
電話(0492)97-0043

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率	摘要
1 車両料					
2 自走 フィルム					
3 テア文写					
4 和行チ白			100000		
5					
6					
7			10000		
合計(税抜・税込)	(10)		10000	10%	前年度支
	8				前年販路
消費税等	1000		税込金額	11000.000	-

整理番号 

		3	0
--	--	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費		

支出年月日	█ 9 年 █ 3 月 █ 31 日	支 出 額	百万 千 円 █ █ █ 4 1 5 8 0
使 途	事務所運営準備会議開催 $46,200 \times 0.9 = 41,580$		
<b>領 収 書 等 貼 付 欄</b>	埼玉県議会自由民主党議員団		

## 領 収 証

R4年5月21日

小川町にだし事務所 様

¥ 46,200 -

但し

上記の金額正に領収いたしました

有限会社 清水テント工業

〒350-01 埼玉県比企郡川島町中山1738番地

TEL (0492) 97-0043代

FAX (0492) 97-0019

①埼玉県議会議員 小川町にだし事務所・衆政調査室 展示板との支払い。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 235 - 1

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b>	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b>	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
<b>【経常的経費】</b>		
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	9:資料購入・作成費
	10:交通費	

支出年月日	□ 4 年 □ 3 月 □ 31 日	支 出 額	百万 千 円 □ □ □ 9 6 8 0
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料・車場代(4月分) $12,100 \text{ 円} \times \frac{8}{10} = 9,680 \text{ 円}$		
			政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

<b>領収書等貼付欄</b>																																											
 <b>とちぎんキャッシュサービス</b>																																											
<b>ご利用明細票</b>																																											
<small>とちぎんをご利用いただきありがとうございます。ただいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。</small>																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>お取扱日</th> <th>お取扱店</th> <th>機 器</th> <th>銀行番号</th> <th>支店番号</th> <th>口 座 番 号</th> <th>お取引種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>040331</td> <td>0026</td> <td>053</td> <td>0517</td> <td>■ ■ ■</td> <td>***</td> <td>お振込み</td> </tr> <tr> <td>受付通番</td> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> <td>500</td> <td>お 取 引 金 額</td> </tr> <tr> <td>1052</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>¥12,100</td> </tr> <tr> <td>お取引時刻</td> <td>通 番</td> <td>手 数 料</td> <td>お つり</td> <td>お 取 引 後 残 高</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>16:30</td> <td>004110</td> <td>¥330</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">TOCHIGI BANK 栃木銀行</td> </tr> </tbody> </table>		お取扱日	お取扱店	機 器	銀行番号	支店番号	口 座 番 号	お取引種類	040331	0026	053	0517	■ ■ ■	***	お振込み	受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	お 取 引 金 額	1052					50	¥12,100	お取引時刻	通 番	手 数 料	お つり	お 取 引 後 残 高			16:30	004110	¥330			TOCHIGI BANK 栃木銀行	
お取扱日	お取扱店	機 器	銀行番号	支店番号	口 座 番 号	お取引種類																																					
040331	0026	053	0517	■ ■ ■	***	お振込み																																					
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	お 取 引 金 額																																					
1052					50	¥12,100																																					
お取引時刻	通 番	手 数 料	お つり	お 取 引 後 残 高																																							
16:30	004110	¥330			TOCHIGI BANK 栃木銀行																																						
<small>ご 案 内</small>	埼玉りそな銀行 普通 口座番号1442614 フラッカーステート(カ 様へ アサイ アキラ 様から 電話番号048-962-5777																																										
<small>ご 案 内</small>	南越谷支店 振込通番000171																																										

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5  
 名 称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内 [REDACTED]

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー )  
 [REDACTED]

賃 料： 春ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 貸貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月 12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一一ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものでないこと。
  - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。

- ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は各ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

#### 特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壱通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主（甲） 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
 氏名 文化エステート株式会社  
 電話 代表取締役 中山 寧子  
 048-985-6134

借主（乙）

住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号  
 氏名 沢井 明  
 電話 048-962-5777

整理番号 

		2	0	6
--	--	---	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費 2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									

支出年月日	2 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>0</td><td>4</td></tr></table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>0</td><td>3</td></tr></table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>3</td><td>1</td></tr></table> 日	0	4	0	3	3	1	支 出 額	百万 千 円
0	4								
0	3								
3	1								
※政務活動費を充当した金額を記載			<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>1</td><td>9</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	1	9	8	0	0	
1	9	8	0	0					
使 途			新竹トイレ修理代金						
領 収 書 等 貼 付 欄			$22000 \times 9/10 = 19800$						

政務活動に使用する割合が9/10以上あるため

コードNo:

**領 収 証**

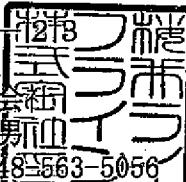
No. 000394

埼玉県議会自由民主党県議団 御中**金額: ¥22,000※**

但し、事務所トイレ修理代金として

2022年 3月 31日 上記の金額正に領収致しました

内 訳	金 額
税 抵き	¥20,000-
消費 税	¥2,000-

埼玉県羽生市南1-5  
  
 櫻井ライフライン株式会社  
 代表取締役 櫻井 英男  
 TEL048-561-1056/FAX048-563-5056

